

総務文教委員会記録

令和3年3月4日（木）
10時00分～16時25分
全員協議会室

- 【委員】 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員
- 【委員外】 柳楽議員、小川議員
- 【議長団】
- 【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長
- (総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長、馬場防災安全課長、湯浅行財政改革推進課長、山根人事課長、河内財政課長
- (地域政策部) 岡田地域政策部長、邊地域政策部副部長（まちづくり推進課長）、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、平岡人権同和教育啓発センター所長
- (金城支所) 篠原支所長、佐々尾金城分室長
- (弥栄支所) 外浦支所長、三浦防災自治課長
- (教育委員会) 石本教育長、河上教育部長、草刈教育総務課長、市原学校教育課長、鳥居学校教育課学力向上推進室長、村木生涯学習課長、濱見文化振興課長
- (消防本部) 琴野消防長、尾崎予防課長、齋藤通信指令課長

【議題】

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第175号 懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について
- (2) 陳情第176号 飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について
- (3) 陳情第177号 スキー事故の進展の報告を求める陳情について
- (4) 陳情第178号 文書管理の厳格化を求める陳情について
- (5) 陳情第179号 ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について
- (6) 陳情第180号 スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について
- (7) 陳情第181号 市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について
- (8) 陳情第182号 SNSの積極的な活用を求める陳情について

2 陳情審査

- (1) 陳情第175号 懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について **【賛成多数 採択】**
- (2) 陳情第176号 飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について **【賛成なし 不採択】**
- (3) 陳情第177号 スキー事故の進展の報告を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (4) 陳情第178号 文書管理の厳格化を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (5) 陳情第179号 ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (6) 陳情第180号 スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について **【賛成全員 採択】**

- (7) 陳情第181号 市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について 【賛成全員 採択】
- (8) 陳情第182号 SNSの積極的な活用を求める陳情について 【賛成全員 採択】
- 3 議案第5号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】
- 4 議案第6号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】
- 5 議案第7号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】
- 6 議案第10号 浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について 【全会一致 可決】
- 7 議案第11号 浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について 【全会一致 可決】
- 8 議案第14号 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について 【全会一致 可決】
- 9 議案第15号 浜田市浜田城資料館条例の制定について 【全会一致 可決】
- 10 議案第24号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について 【全会一致 可決】
- 11 議案第27号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について 【全会一致 可決】
- 12 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 【全会一致 同意】
- 13 執行部からの報告事項
- (1) 指定管理者制度の運用について 【行財政改革推進課】
- (2) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラスについて 【政策企画課】
- (3) 市内ケーブルテレビの今後について 【政策企画課】
- (4) 浜田deしごと合宿インターンシップ事業について 【定住関係人口推進課】
- (5) J R 三保三隅駅の係員対応時間の変更について 【まちづくり推進課】
- (6) (仮称) 杵束コミュニティ施設 (杵束まちづくりセンター) の完成について 【弥栄支所防災自治課】
- (7) 弥栄サービスステーションの支援の状況について 【弥栄支所防災自治課】
- (8) 浜田市立小中学校統合再編計画 (案) について 【教育総務課】
- (9) 令和2年度 島根県学力調査結果 (概要) について 【学校教育課】
- (10) 「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」におけるアイススケート場の検証期間見直しについて 【生涯学習課】
- (11) 損害賠償請求訴訟の経過について 【通信指令課】
- (12) その他
- 14 所管事務調査
- (1) GIGAスクール構想に伴う影響について 【学校教育課】
- (2) 高校魅力化コンソーシアムの現状について 【生涯学習課】
- (3) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用状況について 【生涯学習課】
- 15 その他
- 16 取組課題 こどもの可能性を育む幼児教育について (委員間で協議)

【議事の経過】

〔 10 時 00 分 開議 〕

西村委員長

ただいまから総務文教委員会を始める。出席委員は8名で定足数に達している。

本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から議題に関係のある管理職のみの出席となっている。質疑・答弁ともに簡潔明瞭に よろしく お願いする。

それでは、レジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

西村委員長

このたびから請願者や意見陳述者が事前に希望された場合、委員会審査の場において請願等の趣旨や意見などを述べる機会を設けることとなった。

今回8件の陳情が付託されているが、その全てについて意見陳述の希望があったので実施する。

まず、意見陳述者から1件ずつ、陳情の趣旨や意見などを述べていただき、その意見陳述について委員から意見陳述者へ確認したいことや質疑があれば行う。意見陳述者からは、委員や執行部への質疑はできないこととしている。

また、意見陳述者が意見陳述する時間は、1件につき3分以内とする。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了していただきたい。

意見陳述の内容は当該陳情に係る内容とし、当然のことであるが個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないでいただきたい。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止するのでご承知おきいただきたい。

この意見陳述を全て終了した後、引き続き陳情審査、陳情の採決を行うので よろしく お願いする。

(1) 陳情第175号 懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いします。

意見陳述者（森谷氏）

地方公務員法では、職員に対してしか懲戒処分をすることができない。退職した人は処分が不可能である。仮に飲酒運転が処分の対象であると推測できても、処分前に退職することにより、懲戒処分等を回避することができる。「懲戒処分」が公表の対象なので、「懲戒処分」がなければ、公表もない。今までは、懲戒を回避したり、公表を回避するために退職を急いだという事例はないと思う。しかし、今のままでは明確なルールがないため、退職を早めることにより処分を回避することができる可能性がある。今までは、適正に行われていたと思うが、恣意性が介入する余地を残さないようにすべきではないか。

浜田市、島根県、県の教育委員会では、退職願が出たときに、処分が予想される場合は、処分の軽重、処分の有無が確定するまで「預かり」に

し、それらが確定した日の同日付で退職の処理を進めることになっていた。しかし、このことは「明文規定」がないので、恣意性の介入する余地が残されている。また、その処分も市長、副市長、総務部長の相談のような形で決まるのではないかと思われるため正しい公文書が残されていない可能性がある。

今はもう、ガラス張りが当然の世の中になっているので、公表する、しないは別にしても、内容は公文書として残るように「処分に関する委員会」「懲罰委員会」のようなものを検討してみてもどうかとも思う。

処分される側にとっても、「トップの胸先三寸で決まるかもしれない」というのは不安だと思う。

いずれにせよ、恣意性が介入する余地をなくすように、ルールの明文化を含めて検討していただきたい。

西村委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第176号 飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いする。

意見陳述者 (森谷氏)

「職員の飲酒同乗」がうわさになっている。したがって、「その事実がない」ということを回答すべきではないか。「あったとも、なかったとも言えない」という執行部の回答に対して委員会は及び腰で、それでは採決できないということで否決された。平成30年12月に飲酒同乗であったともなかったとも言えないという回答は、なんとなく「飲酒同乗があったのかもしれない」と思う人が出てくるのではないか。

「平成30年12月に、飲酒同乗で検挙された職員はありませんでした、根も葉もないうわさに過ぎません」とはっきり回答すべきではないか。

参考までに、12月末付で退職した職員は2人である。1人は企画官、もう1人は課長。課長は退職願が12月17日に提出されているようである。

なお、島根県警に飲酒運転の情報開示をしたところ12月11日未明に「送迎中の飲酒運転」があった。退職日は12月末だった。疑わしい。事実はなかったなら、なかったと断言していただきたい。

西村委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第177号 スキー事故の進展の報告を求める陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いする。

意見陳述者 (森谷氏)

2018年、平成30年の1月の金城中学の体育の授業での事故。頭蓋骨、上下のあごの骨、歯が何本も損傷、一步間違えば死亡事故になっていた案件である。原因は、前後に1人ずつ、合計2人つき添うはずの指導員が、1人もついておらず、生徒のみで滑っていた。当時の天気は雨、気温7度、雪が解けてリフトの鉄柱の基礎コンクリート角が露出していた。危険防止のマットもない、危険区域のロープもない、スキー場や学校側からの注意もない。このような中で、生徒だけにして滑走させ、露出したコンクリートに激突し事故が起こったものである。

この中で、教育委員会ではこうすればよかった程度の反省はあるもの

の、教育長以下指導員に至るまで、責任が誰にあるかが明らかになっていない。

個人の責任が難しいなら「団体の長が責任を負う」のが世の中の仕組みではないか。事故から1年半たった、2019年6月の総務文教委員会では、生徒の父親が「原因・責任」について要求を示された。

私は次の2点が明確にされるべきである。

原因、指導員・教員のどの行動が原因かは確定されていない。

責任、だれに責任があるのか、形式的にさえも確定されていない。

ここに来て3年以上も、原因・責任の結論が出ないことはあまりにも不自然ではないか。進展の報告、原因・責任についての報告をすべきではないか。

なぜこのように長引いているかも含めて進展を報告してほしい。

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

(4) 陳情第178号 文書管理の厳格化を求める陳情について

西村委員長

意見陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。

文書管理について、保管してある文書にはパソコン上で見れる目次のようなものが作成されているようだが、農業委員会などでは、その目次が気まぐれ程度にしか作成されておらず、目次の役目を果たしていない。職員の記憶とその目次をもとに文書の有無を判断するため、ほとんどの文書が「不明、存在しない」になる。どうしてないのか尋ねたら、ないので捨てるのだろう、という回答であった。

しかし、捨てる場合は、「捨てることにした」という記録が必要なのだが、その記録もない。

また、保管規定は、文書の重要性と書庫の物理的保管能力をもとに決められているのではないか。今は文書がデータ化されているため、規定が陳腐化している可能性もある。作業量にもよるが、データ、PDF等で保管するようにし、そもそも最初から電子データのものもある。コピーするならコピーも兼ねてPDF化して、保存すればよいのではないかと思う。

保管期限は「いついつまでは保管しなければならない規定」なので、ずっと保管することに問題はないはずで、長期保管のメリットは大きいと考えられる。

例えば建築確認申請の書類などは、何十年たって修繕・改装しようというときに必要になるもので、定められた保管期間の間は、建築確認申請書が必要になることは少なく、解体するまでを保存期間とすべきかもしれない。将来、浜田の歴史などを編さんする際に、調べることもあるかもしれない。何がいつ必要になるかもしれない。データは永久保存でもよいのではないかと思う。データの永久保存を含めて検討するべきである。

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

(5) 陳情第179号 ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について

西村委員長
意見陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

建築住宅課についてだが、歴代課長・係長がICレコーダーを課内、係内の共有データとして取り扱っていた。しかし現在の課長、係長になってから個人のメモだという扱いに変わった。そうであるなら変更時の、起案書・稟議書・その他の記録があるかと思うがない。歴代課長が間違っていたというなら、改善するにあたっての文書記録を残しておかないと「文書主義」の規定にも違反するし、異動のあった職員はわからない。

また、電子記録、ICレコーダーの記録など含まれるが、これは公文書に該当する。共有されているものは、メモでも公文書に該当することだった。他の課でも情報共有すべきものが、個人の記憶として、その人が異動すれば誰もわからなくなるようではもったいないし、お粗末である。これについて何とか改善を図っていただきたい。どちらなのか、何が公文書なのかをしっかりと皆に共有してほしい。よろしくをお願いします。

西村委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

（ 「なし」という声あり ）

(6) 陳情第180号 スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について

西村委員長
意見陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

スケートをするために、販売機で券を買う。そのまま券を見せたり、靴を借りたりして滑ることになるが、住所を聞かれたり、記入したりする機会はない。それにもかかわらず、浜田市民の入場者数、浜田市以外の人の入場者数が一桁まで書いてあり、信憑性を疑う。

概算なら概算なりに、少なくとも「どのような推測で人数を求めたか」程度は示す必要があるのではないか。住所を把握できないにもかかわらず、細かい数字まで掲載してあることに対して、疑問を持つ何人かの市民がいたことを改善の材料にしてもらいたい。

西村委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

（ 「なし」という声あり ）

(7) 陳情第181号 市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について

西村委員長
意見陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

ずさん過ぎるパブリックコメントの対応についてである。いろいろパブリックコメントがあり、市の考え方を説明する欄がある。一生懸命に考えてつくられたと思うが、この前、スポーツ施設のものを見たら、多くのものが「ご意見として承る」、「検討する旨を追記します」と、判でついたように同じ言葉で終わっている。そもそもパブリックコメントは、広く一般から意見を募ることである。そもそも目的が書いてあってパブリックコメントが行われるのに、市の考え方としてその目的を書いてどうするのか。全然意味がない。「最初からわかっていること」「決まっていること」を「市の考え方」を述べる欄で繰り返す意味はない。

少なくとも「市の考え方」ではない。「パブリックコメントの目的」である。

生涯学習課長に聞いたところ「意見を聞く・検討する」ということも市の考え方であり、訂正する気はないとのことだった。他の課のパブコメには、はっきりと市の考え方が書いている。

どのような形でも構わないので、浜田市の考え方を示していただきたい。パブリックコメントを訂正してやり直せということではなく、市の考え方を示すということで。まだ施行されていない協働のまちづくり条例にも市民に対して説明をする、コミュニケーションするということが書かれている。施行されていないからしなくてよいとは言わないでほしい。

西村委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 陳情第182号 SNSの積極的な活用を求める陳情について

西村委員長

意見陳述をお願いします。

意見陳述者 (森谷氏)

今さらまた言わなければならないという情けない思いであるが、SNSやLINE、Twitterなどいろいろあるが、まずはこの前の災害などがあつた際は凍結情報を流す。信じられないことだが、防災メールを流せば広報の仕事が終わりかのような仕事になっている。政策企画課がFacebookの扱いを全庁メールで知らせたのにもかかわらず、それには強制力がないからだと思うが、ほとんどの課がアクションをおこなっていない。アカウントをとっていない。肝心の防災安全課、水道でさえ手つかずである。アカウントも取っていないので発信はもとより、ほかのFacebookも見ることができない。

低温注意報や、凍結災害が予想される時も防災メールを流して、作業はほぼ終わりである。防災メールの登録者数は1万人ちょっとである。10年前に4000人、毎年600人ずつ増えて現在1万人とのことである。

人口は5万3千の20%、実際はこれが正しいかはわからないが、その理由は、浜田から出ていく人は2000人、社会減である。そのうちの何割の人が登録しているかはわからないが、出ていく人が防災メールの登録を抹消するだろうか。浜田へ引っ越ししてきた人に聞いたところ、全員の方が、前の防災メールはそのままにしているとのことだった。つまり浜田市から転出した人もカウントされている。これはおかしい。緊急時の発信を信用できない1万件の防災メールにだけ頼っていること自体に問題があるのではないか。そのような中で、SNSの利用、登録に背を向けたかのような感覚が理解できない。市民を危険から守るために、SNSでの発信を積極的に利用するよう検討をしてもらいたい。

西村委員長

この件について委員から陳述者へ確認しておきたいことなどあるか。

(「なし」という声あり)

以上で請願等の意見陳述については終了する。陳述者におかれてはお疲れであった。

2 陳情審査

西村委員長

続いて、先ほど意見陳述された陳情8件の審査に入る。今回から陳情の採決は、陳情の審査終了直後にまとめて行う。執行部がおられるところ

で行うことになるのでよろしく願います。

(1) 陳情第175号 懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について

西村委員長
牛尾委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
一番後段に書いてあるように、処分の可能性がある退職届が預かりになる、ならないというように、恣意性が働かないようにできているかとのことだが、現状はどのように執行部はお考えか。

人事課長

今の浜田市の流れを説明する。通常、職員から辞職願が出た場合は、特に支障がない限りは承認するのが基本的な考え方である。ただ、その職員に懲戒免職などの処分に付することが適当な行為がある場合は、一旦保留とし、承認しないで懲戒処分を行う場合であったり、また必要な処分を行ってから辞職を承認する流れになっている。これは国と同じであり、国の流れを参考にして取り扱っている。したがって、退職願が預かりになったり、預かりにならないということが恣意的な判断で行われることはないと考え。

芦谷副委員長
西村委員長

進行をかわる。西村委員長。
1点確認する。何らかの事情で退職した後に、現職であれば処分に値するような事実が明らかになった場合には、どういう扱いになるのか。

人事課長
芦谷副委員長
西村委員長

退職後にそういった行為が判明した場合は、当該元職員は処分できない。進行を交代する。
ほかにないか。

(「なし」という声あり)

採決は後で行うので、この件は終了する。

(2) 陳情第176号 飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
(「なし」という声あり)

(3) 陳情第177号 スキー事故の進展の報告を求める陳情について

西村委員長
牛尾委員

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
ご本人から出た陳情ではないので若干違和感があるが。何度かこの委員会会場にお見えになり、話を伺ったこともある。その後の経緯、経過はどうなっているか。わかる範囲で願います。

学校教育課長

昨年9月定例会議中の総務文教委員会で経緯をお話しした記録が残っている。直近の例でいうと、今年になって顧問弁護士に相談をされている。相手方が弁護士を通じてご意見をいただくお手紙が届き、その対応について顧問弁護士と相談させていただき、それ以降は弁護士を通じての対応をしていると、9月に報告させていただいている。

牛尾委員

現在もやりとりは進行中である。弁護士からもこの件は回答を控えてほしいと言われている。現在も弁護士同士のやりとりが継続中であることをご理解いただきたい。

学校教育課長

そうすると双方弁護士を立てているということは、相手方も進展は弁護士を通じて把握していると言えるか。
はい。弁護士を通じて伝わっていると思う。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第178号 文書管理の厳格化を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

三浦委員

現状の取り扱いルールを教えてください。

総務課長

文書を作成したら簿冊につづることになる。新規で簿冊をつくる場合は文書登録ファイルに登録するようルール化している。破棄についても、その文書登録ファイル上でいつ破棄するのか保存期間を示し、その上で破棄年月日もそのファイル上に登録するという運用になっている。

西川委員

陳述者の説明にあったように農業委員会でこのようなことが起こっているとのことだが、これは公文書の扱いになるのか。事実を教えてください。

総務課長

この件については、過去に申請された文書が保存されているかどうかの問い合わせに対し、その保存が確認されていないとの対応だったと聞いている。実際には公文書として保存されていた事実はある。それが今回のケースである。

西川委員

つまり保存されていたが管理されてなかったので出てこなかったということなのか。

総務課長

農業委員会におかれては、現在の担当者が文書登録ファイルに登録なりをする認識があまりなかったことが起因して、このような対応になったと聞いている。つまり普段使う簿冊範囲内で文書を確認していたため、その中に存在が確認できなかったため、処分したのではという安易な対応になったものと思われる。

西川委員

その後、管理の徹底がされたか。また農業委員会に限らず全庁的にこのような管理がされているのか。

総務課長

農業委員会に関しては、この窓口のやりとりがあった際に総務課も立ち会い、その場で過去に作成したファイルを整理し直すよう指導している。現在まだ調整中ということで最終報告はまだ受けていない。また例年の文書登録ファイルは7月に書庫整理を全庁的に行うタイミングで登録などを指導している。ただ、この3月、新年度を迎えるこの時期に再度指導を徹底しようと企画している。

芦谷副委員長

関連して、各部における文書主務課、課における文書主務係の明確化、徹底など、併せて職員研修の状況を伺う。

総務課長

各課の文書担当というと各課庶務係長が当たるルールとなっている。文書に関する研修は、最近は行っていないが、文書管理については7月に全体周知を図ることになっている。

三浦委員

文書のデータ化はどのように対応されているか。

総務課長

陳情でもあったように、例えば原本をPDF化するような保存についてはしていない。浜田市では紙ベースでの決裁となっているので紙ベースが原本であり、それを簿冊につづって保存していく運用になっている。

三浦委員

データ化の検討はされているか。もしされていれば紙で残さねばならない理由があるか。

総務課長

現在、検討はしていない。まず情報管理システムの中にも容量の限界があるので、そういったものをずっと保存し続けることが現実的に不可能

- 三浦委員
 総務課長
 西川委員
 総務課長
 西村委員長
- である。データで全てを残すような検討は今のところしていない。
 紙で残すには物理的スペースが必要になる。先ほどのデータの容量がないのと物理スペースがないのは同じ考え方だと思うが、どのように整理されているか。
 基本的に原本が何かを考える必要がある。原本はあくまで紙ベースだと考えている。データについては副本であったり、あるいは決裁をとる上での政策過程のものという取り扱いである。その文書の保存自体のルールについては事務処理規則の方で文書の内容によって保存年限を決める運用になっている。原本はその運用に沿って保存期間を定める。副本については先ほど申したようにそのルールを定めていない。
 紙ベースと言われているが、今のデジタル化と言われている中で、行政クラウドや自治体クラウドとかある。検討されるのはコストのことだと思うが、検討されてどのくらいのコストがかかるという見込みはあるか。今後のデジタル化をどのようにお考えか。
 文書管理システムは電子決裁も兼ねたシステムであるが、まだ検討前の段階であり、どのくらいお金がかかるかについて業者と相談したことがある。だいたい現行の文書管理システムのベンダーとしては月85万円程度、年間2,020万円程度の維持費がかかるという話を聞いている。なかなか住民サービスの向上にかかる措置ではないため、これだけの多額の投資を今後していくということは予算づけが難しい。まだ現実的な協議の場に出てない。
 ほかにあるか。
 (「なし」という声あり)

(5) 陳情第179号 ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明確化を求める陳情について

- 西村委員長
 三浦委員
 総務課長
 三浦委員
 総務課長
- 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
 録音データは公文書に該当するのか。
 まず公文書の定義だが、職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であり、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものと定義されている。前段部分の電磁的記録ということがあるので、その部分には該当するものと考えますが、後段の組織的に用い、そして保存するという部分についての検討も必要であるため、ケースバイケースと考えている。
 実際に会議記録も含め、音声データは保管しているか。
 これも組織的に用いるかどうかにかかわってくるかと思う。組織的に用いるというのは文書作成や取得状況、当該文書の利用状況、保存破棄の状況を総合的に勘案して判断するものとされる。例えば会議録の場合、記録を取る人間が、あくまでもそれを会議録として起こすために一時的ツールとして使うなら個人の資格で破棄するものにとどまれば個人的なメモというような扱いになるので、順次破棄しているという判断になる。
 上司が初めから保存することで、その記録を取っておけというような指示があって、それが実際に共有フォルダに保存し、今後、何かの理由で課内で活用するならそれは公文書扱いとなる。

三浦委員

そうすると、通常業務内で、カウンター越しに市民対応をする際の音声データは基本的に、職員側がとることはないのか。あった場合には、メモであれば個々の判断によって削除する場合もあり、上司から保存の指示があれば、そのカウンター越しの対応についても記録として保存するケースがあるということか。

総務課長

ケースバイケースかと思われる。例えば窓口対応で聞き漏らしがあってはならないために個人の判断でとった場合、その事実の確認が終われば、個人判断で破棄できると思う。一方、非常にもめた案件である場合、証拠として組織としてとっておきたいというような意思のもとに録音されたものであれば、それは保存しておくという判断につながるだろうから、そういったものは公文書扱いになろうかと思う。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 陳情第180号 スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

三浦委員

利用者数についてはどうなのか、推測か、それとも正確にカウントする方法があってこういう数字が出ているのか。

生涯学習課長

このたび掲げている数字については推測である。したがって、陳情者が言われるように誤解を招くものとして、今後はそういうメモをして注意したいと考えている。今回の数字は推測である。

三浦委員

おおむねこのくらいの利用者があるだろうということで推測の人数を把握するのはわかるが、この一桁まで出ているのはなぜか。

生涯学習課長

概ね市内4割、市外6割という数字をスポーツ施設の答申のころ、3年前の答申のときから使っている数字があり、その数字を利用者人数に乘じたということで、適切な数字ではないので、そういった4割、6割の注記、または概ねの数字を丸める表記の仕方が適切であったかと思っている。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(7) 陳情第181号 市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

この件は対応されたかと別件で伺っているのだが、いかがか。

副市長

先月行われた、協働のまちづくりオンライン説明会にて市民から同様の意見をいただいた。その際に私から、パブリックコメントにおいてこういう回答は不十分であり、相手に対して失礼な部分もあるということで、市長からも今後丁寧な回答をするよう指示があったので、すぐ庁議を通じて、パブリックコメントの所管課である総務課から各部各課に文書を出し、回答は丁寧にするよう伝えた。実際に環境基本計画や福祉関係の諸計画がパブリックコメント中だったので、その回答についてはそういう回答をしないように指示して、それぞれ適切な回答をするようになったかと思っている。今後もそういう方針でいくということで理解をしていただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 陳情第182号 SNSの積極的な活用を求める陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

政策企画課がアカウントルールについて発表したとあるが、私の認識不足のため、これについて説明いただきたい。

政策企画課長

SNS活用は政策企画課で、ソーシャルメディアの活用方針、情報発信の仕方などを定めた方針を全庁に示し、こうしたSNSを活用するよう案内している。その中で、SNSのアカウントの取り方を含め、庁内に発信している。

西川委員

意見陳述者の指摘にあるように、ほかの課でこのルールに従って活用されていない事実があるようだが、活用しにくいことがあるのか、それにはほかの理由があるのか、その認識を伺う。

政策企画課長

方針の中で、使いにくいということで情報発信のツールとして利用ができてないとは思っていない。ただ、それぞれの担当課でこういったツールによる情報発信は考えていただいている。サイト管理も含め検討してもらった上で使っていただいている。なかなか情報として上げてしまわずと管理もしていかないといけないのがネックになっているとも思う。政策企画課が示した方針が使いにくいということではないと思っている。

西川委員

行政からの情報なので責任があるのでわかるが、防災メールの内容をそのままFacebookに出すなどはすぐできて、有効なのではないか。防災については使っていないのか。

防災安全課長

防災については、Twitterを利用している。これは防災メールと同じような、140文字という制限はあるが、これを使って活用している。

西川委員

Twitterもこの政策企画課のルールにのっとっているのか。

防災安全課長

はい。政策企画課の指導を受けて、こちらで管理基準をつくっている。

芦谷副委員長

今の問題は、情報の受発信である。したがって市役所をまとめる総務課や情報管理課などで方向性や方針を示し、各課の理解も得て徹底する。そういう市全体の方向性が要るのではないか。考えを聞く。

政策企画課長

SNSを使った情報発信は非常に重要である。総合振興計画内でもそういった地域情報を進めていくという中で、こういう情報発信を進めていこうということでこれまでも進めてきている。また4月からの協働のまちづくりの中でも、皆にお伝えし、先ほどのパブリックコメントのところでもあったようにしっかりしたお答えを返していくことも規定させていただいているなかで、こうした情報受発信について改めて政策企画課でもどう進めるかを検討して周知していきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

それでは、採決に入る。一人一人ご意見を述べた上で、採択、不採択ではなく、原案の陳情に対して、賛成か反対かをお願いしたい。採択、不採択が非常に聞き取りにくいいため賛成か反対かの意思表示をして、一人一人の意見を述べた上で結論をいただきたい。

○「陳情第175号 懲戒の恣意性を排除することに関する陳情について」

西田委員

先ほどからの執行部の報告、やりとりを聞いても、総合的に執行部ではそういった忝意性が働かないよう一応できていると受け止めた。私は一応ということで受けとったが、少し、もやっとしているところもあるが、今の現段階ではそういったことはない。退職後に明らかになった場合は処分できないとはっきり言われた。したがって、この陳情には、これまでの言い方で言うと不採択。賛成か反対かで言うと反対である。

三浦委員
西川委員

私は忝意性が働くことがあってはならないと思うので賛成である。

執行部からの説明で、国と同様の扱いであり忝意性はないとのことであり、これはできているということであるが、これまでは、このようなケースでどちらでも、もうできているから不採択とかいうことがあったが、意味は一緒なので、もうできてはいるけど、賛成であると表明する。これまで同様な意見で、もうやっているからもうよいよというのに不採択というのと、もうやっているのだからこれは賛成だというように意見がわかる。そうすると同じ内容なのに意見が分かれるので、陳情者にとっては同じ意味なら賛成のほうがよいかと思うので賛成とする。

芦谷副委員長

答弁もあったように徹底はされているが、なお市民参加という観点に立ち、このことを徹底するという意味で陳情者の意を酌んで賛成する。

牛尾委員
永見委員
上野委員
西村委員長

執行部はこういうことはないとの見解だったので反対する。

忝意性が働くことがないようにということで、賛成させていただく。

私も、人よっての判断はよくないと思うので賛成させていただく。

皆に意見を付して結論をいただいた。それでは、陳情第175号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は、採択とするものと、決した。

○陳情第176号 飲酒同乗の事実の有無の公表を求める陳情について

上野委員

執行部の方もこれ以上言わないということであるし、議会で追及するべきものでないと思うので、反対である。

永見委員

執行部の方から有無についての話もなく、自分もこれを議会で扱うものではないと考え、反対である。

牛尾委員

この件、形を変えて何回か出ている。私は今回、願意に沿って、議員としてこのようなことがどこまで明らかになるのかと思い、浜田署へ伺い、広報県民課の答えを昨日頂戴した。

広報県民課の最終的な答えは、あったこともなかったことも含めて公開はできないとのことだったので、議会としては、捜査権もなく、これ以上のことを議会に求められても手も足も出ない。大変申しわけないがこれが議会の限界かと思い、反対である。

芦谷副委員長

執行部はしっかり答弁されている。この件は執行部においてされるものであるため、反対である。

西川委員

この件について、前回、あったともなかったとも言えないという答えだったが、行政の判断は法律等に基づいて、また個人情報に配慮して公平公正に行うことが事実の判断基準だと思う。それならそれに基づいて

もう一度と思ったが、牛尾委員に調べていただいた意見を参考にすると、これ以上議会では無理なのかと思ひ反対とする。

三浦委員
西田委員

議会で事実を追求するもの、できるものではないため反対である。

あるなし含めて公開できないということなのであれば、これ以上のことはできないため、反対する。

西村委員長

それでは、陳情第176号について、採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手なし 》

挙手なしにより、全会一致で本陳情は、採択としないものと決した。

○陳情第177号 スキー事故の進展の報告を求める陳情について

西田委員

なぜこのように長引いているのかとのことだが、原因、責任を報告してくれという趣旨である。現在、去年から続いているように弁護士同士の対応となっているとのことで、議会からはこれ以上対応できないため反対である。

三浦委員

今の状況はわかった。それ以上の情報はないようだが、ただこの案件が今どういう状況にあるのかは、可能な範囲で進展を報告いただきたいため、賛成である。

西川委員

執行部からの説明で、係争中という段階でお知らせできないとのことなので今回は反対する。

芦谷副委員長

説明があったように、なお争いがある段階だが、この陳情者の含意を酌んで、いち早く公開してほしい、知りたいということのため賛成とする。

牛尾委員

係争中の問題のため反対である。

永見委員

進展の報告については、していただきたいため、賛成する。

上野委員

弁護士同士の話、進展状況は聞きたいため、賛成である。

西村委員長

それでは、陳情第177号について、採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第178号 文書管理の厳格化を求める陳情について

上野委員

国も文書管理のことで問題があったが、厳格な管理が大事だと思うため賛成する。

永見委員

文書管理の状況をいろいろお伺いしたが、厳格化すべきなため賛成する。

牛尾委員

当たり前なことなので賛成する。

芦谷副委員長

答弁で出たが、なおなお、職員研修もないとのことなのでこの辺を徹底するという意味合いで賛成する。

西川委員

現在対応中で、引き続き対応していただきたい。またデータ化も引き続き検討していただきたいので賛成する。

三浦委員

きちんとした文書管理を徹底していただきたい。賛成である。

西田委員

今後のデータ化も含め、もっといろいろなことで進展していくべきだ
と思うので賛成である。

西村委員長

それでは、陳情第178号について、採決する。
本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手
をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

**○陳情第179号 ICレコーダーに保存されている音声データの取扱いの明
確化を求める陳情について**

西田委員

執行部からの報告を聞いた中で、いろいろなケースも考えられる。ケ
ースバイケースでそういった公文書に該当するか否かをされているよう
だが、もう少し突き詰めてはっきりしていただきたいので、この件につ
いては賛成とする。

三浦委員

私も賛成である。ご説明はいただいたが、いろいろな情報の取り扱い
は明確化しておくべきであるのでそうした理由で賛成。

西川委員

執行部では考え方がはっきりしているが、職員レベルまでその辺を明
確にして取り扱いをしていただきたいので賛成である。

芦谷副委員長

日進月歩の問題だが、ぜひとも主管課をはっきりすることも含めて賛成
したい。

牛尾委員

総務課長が言われたように、庁内で徹底してこのことは、後ろ指を指
されない状態をつくっていただきたいので賛成である。

永見委員

データの取扱いについては明確化すべきだと思うので賛成する。

上野委員

取扱いの明確化は必要と考えるため賛成である。

西村委員長

それでは、陳情第179号について、採決する。
本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手
をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第180号 スポーツ施設の説明根拠の明確化を求める陳情について

上野委員

数字が一桁まで出されているため疑念を持たれないように、明確化す
べきである。賛成である。

永見委員

明確化すべきだと思うので賛成する。

牛尾委員

執行部からの説明があり、愕然とした。問題があると思う。きちんと
根拠を示すべきであるので賛成する。

芦谷副委員長

現状を見る、現状を知る、やってきた施策の判断のもとであるので、
取り組みは徹底していただきたい。賛成する。

西川委員

執行部も不適切だったとの認識なので賛成する。

三浦委員

誤解を招かないよう数字を出されるべきである。算出根拠はきちんと
書かれていればよいが明確化にすべきということで賛成する。

西田委員

今回の場合はスポーツ施設のことであるが、ほかのいろいろな場面
にも該当する。数字を出すための算出根拠は明確化するべきで、推測や概
算ではない数字を出すべきである。賛成する。

西村委員長

それでは、陳情第180号について、採決する。
本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

西田委員
三浦委員

○陳情第181号 市の説明責任と実効性のある対応を求める陳情について
パブリックコメントだが、いろいろな考えの中で賛成したい。
市長からの指導もあったとのことだが、説明はできるだけわかりやすく、考え方をお示しされるべきだと思うため賛成する。

西川委員
芦谷副委員長
牛尾委員
永見委員
上野委員
西村委員長

対応済みとのことだが、賛成する。
市民の市政参加。市民の総意に基づく市政運営ということで賛成する。
副市長から、市長から指示があったとの説明があったため賛成である。
パブリックコメントには誠実な回答をすべきだと思うため賛成する。
今後も適正に対応するとのことなので賛成する。
それでは、陳情第181号について、採決する。
本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

上野委員
永見委員

○陳情第182号 SNSの積極的な活用を求める陳情について
こういう時代なので積極的に活用すべきと考え賛成とする。
市全体の情報発信はするべきで、SNSの積極的活用はすべきと考える。賛成である。

牛尾委員

いろいろなツールを使っての情報発信は大事だが、日常業務に支障がない範囲でという条件を付して賛成する。

芦谷副委員長

こういうことについて、しっかり市の方向性を持ちながら、市役所内で徹底することをお願いして賛成する。

西川委員

引き続き市民に役立ついろいろな情報を発信していただきたいため賛成する。

三浦委員

管理も含めて、こういうものはアカウントを取得すればよいというものではないと思うが、情報発信は積極的にやるべきことであるし、防災安全課ではTwitterを使ったりとか、それぞれの担当課で相性のよいアプリを選んで積極的にされればよいので賛成である。

西田委員

内容は細かいことが書かれているが、要旨のSNSの積極的な活用については賛成する。

西村委員長

それでは、陳情第182号について、採決する。
本陳情について、採択とするものと決することに、賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。以上で陳情審査を終了する。

ここで休憩に入りたい。35分まで休憩とする。

[11時 25分 休憩]

[11時 35分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。
三浦委員が通院のため早退された。ご承知おきいただきたい。
それでは市長提出議案の審査に入る。

3 議案第5号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

西川委員

委員から質疑があるか。
この改正によって地域の防災力はどうなるか。変わるのか、変わらないのか伺う。

防災安全課長

地域の防災力には影響がないと思っている。この移動局というのはいわゆる、職員が持つトランシーバー機材なので、地域の防災行政無線、サイレン等ではないので、個人の携行する無線機を今回廃止するという事で理解いただきたい。

芦谷副委員長

この説明にあるように I P 無線機、衛星携帯電話とあるが、ほかの消防団も含め、消防署員も含めて、先進例も含め、移動の場合は、I P 無線機や衛星無線機が今の流れなのか。

防災安全課長

現物、これが移動局である。とても重たい。昔はこれを職員が胸につけて、車載していたが、一方、I P 無線機はトランシーバー型のため、とても楽になる。また消防職員、消防団員にもそのように配置しているので、携行的な性能的にもかなり向上するものだ理解している。

芦谷副委員長

進行を交代する。西村委員長。

西村委員長

I P 無線機や衛星携帯電話は、配備の予定になっているが、これはもう配備されているのか。

防災安全課長

無線機の代替については今年度に予算要求して来年5月までに配備できるよう考えているので、条例改正を5月1日としている。5月1日まではこの無線機を使用し、5月1日以降は I P 無線機がかわりになる。この I P 無線機の予算は、令和3年度当初予算で要求している。

西村委員長

令和3年度の当初予算に入っているのか。

防災安全課長

はい。

西村委員長

もう1点、施行期日が5月1日になっている。普通なら4月1日だが、この1か月のタイムラグはなぜか。何のための1か月か。

防災安全課長

いわゆる I P 無線機を来年度当初予算で要求し、ひと月以内に配備する。それが代替機として5月1日から使えるようにしようと考えている。したがって5月1日までの間をこの無線が使えるようにするため、今回廃止する条例を提案している。

芦谷副委員長

進行を交代する。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

4 議案第6号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑があるか。

牛尾委員

5番を設ける意義は、農林水産業、加工品、鮮魚、それから米で大体全体の約95%を集めてもらっている。そういう中でいえば最近特に米のブランド化が推進されているのはよいことだと思う。例えば坂本米や奥島根弥栄米など。ここに集まったお金で、農業者なり、生産者の産地化を進めるような、推進するようなことをやっていくと、まだまだ伸びしろがある。そういう意味でいえば、これまで5番は今までなかったのがおかしいくらいで。そのあたりを留意していただき、頑張っている生産者をどう支援するかを考えていただきたいのだが。

財政課長

確かに水産物、水産加工品、お米が返礼品のほとんどを占めている。多くの寄附を受け入れることにこれらの品が貢献いただいていると感じている。いただいた寄附を活用する立場として大変ありがたい。

ふるさと寄附の制度は、全国的に諸問題が生じ、返礼品の返礼率3割以内とする変更もされ、返礼品を提供する方々にとっても若干の逆風となった。ここでこういう項目を出し、応援させていただく。寄附をいただく方々からも一次産業を応援したいという寄附者の声にお応えするためにも、新たに項目を立てた。

副市長

先ほど牛尾委員からもあったが、もともと平成20年に改正したときは、特産品の育成や畜産業の振興は返礼品の支援でできるということで削らせていただいたのだが、返礼品率も下がったし、浜田市がふるさと寄附を10億以上確保できているのは、農林水産業の浜田品が非常に評価されているためである。そういう意味で市長からもこれだけのふるさと寄附を維持していくためにも、わかりやすい項目をしっかりと明示することと、それを受け、寄附されたものを地域産業や農林水産業の振興により明確化に、これまでは市長が特に認めたものということをやっていたが、そのあたりを明確化することによって、寄附を維持することにもつながるということで、今回改正させていただく。まさにご指摘のあったようなことを市長とも協議して今回整備したものである。

西田委員

この件に関しては賛成だが、副市長からも説明があった。前回削除された中の、7つあった項目の中で、9の第2号、これは特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業ということで大事な事業だったと思う。コロナの影響で地域の製造業、ものづくりも含めて、浜田の中の事業所を含め、農林水産業もあるがそれ以外の特産品にかかわる事業者にも何らかの措置があればと思う。その考えについてはどうか。

財政課長

今年度、新型コロナウイルス感染症対策はふるさと応援基金を活用して産業振興や事業者支援事業を行わせていただいている。そのふるさと応援基金の財源は、事業区分のその他の市長裁量から充当させていただいているのだが、明確に寄附される方々からも地域産業を応援したいという声があったので、明確に区分した上で使わせていただきたいと考えている。したがって項目としては農林水産業等の地域産業と書いてあるので、農林水産業に限らずそのほかの地域産業の区分にも活用させていただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

5 議案第7号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

西村委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)</p>
上野委員	<p>委員から質疑があるか。 瑞穂線について、今から、まんてんを起点として、よいことではあるが、改正前に瑞穂線の旭小学校から都川を經由して瑞穂インターまで行っていたが、今度は、まんてんから出発とのことだった。前は旭小学校で子どもを乗せていたのか、改正後はまんてんから乗せるのか。</p>
旭支所防災自治課長	<p>これまで町内各方面に向かうバスの接続所は、石見今市の駅としていたが、利便性の向上を図るため、まんてん前を出発点としている。子どもはまんてんで乗ることができる。</p>
上野委員	<p>旭小学校から反対側へ児童クラブなどがあって、皆送り迎えをされる。まんてん側は車も多いし、安全に十分配慮していただかないと、何かあっては大変である。注意していただきたい。</p>
永見委員 金城支所防災自治課長	<p>金城路線における雲城今福線の廃止理由についてお聞きする。 市生活路線バスにおいては、市の公共交通再編計画に基づいて、1便当たりの利用人数が1を下回るものについて見直しをすることになっている。この便については、非常に利用率が低いことを踏まえた廃止である。</p>
永見委員	<p>雲城・久佐・美又線は、改正前は月曜日から土曜日までとなっていたが、改正後は火曜日、木曜日、土曜日となっている。久佐・美又は火曜、木曜がデマンドの運行となっている。月曜日、水曜日、金曜日は雲城、久佐、美又線を利用しての移動ができないということになるようだが、どのように対応されるのか。</p>
金城支所防災自治課長	<p>利用率を踏まえて減便している。火曜日、木曜日は比較的、利用率が高いので残し、それ以外の曜日は低いいため減便した。デマンドとの絡みについては、もともとデマンドタクシーの目的が、病院や買い物で運行しているため、市生活路線バスと目的が被っていないと考えた。今後、利用者の利便性の向上については引き続き調査し、改善が必要であれば改善する。</p>
永見委員	<p>月曜日、水曜日、金曜日の移動手段がなくなる。そこは、利用率が私にはわからないが、利便性についても検討していただきたい。よろしく願います。</p>
西田委員 三隅支所防災自治課長	<p>これまでは三隅支所までだったが、今度は三隅支所を經由して消防署までとなっている。消防署の周辺の公共施設の利用者が多いためなのか。 おっしゃるとおり、消防署の近くには郵便局があるため、そういう金融機関の利用のため使いたいという声があってこのたび延長した。</p>
西田委員	<p>去年の夏の暑い日に老人が杖をつきながら大橋の上を歩いていた。声をかけたら合銀に行くと言っていたが、郵便局だった。そういう方を目撃したので同様の方が多いのかと思った。これは要望だが、路線バスの経路の中で、独居や高齢者など動きにくい方が増えている。それを把握していただき、路線バスが少し回るだけで、バス停まで歩かずに済む。難しい部分もあるかもしれないが、できるだけ配慮していただきたい。</p>

まちづくり推進課長 | 高齢独居の方に配慮をとのことだが、生活路線バスは交通安全上のルートを考えねばならないため細かい運行は難しいが、それ以外には中山間地域への配慮としては、予約型乗合タクシーや自治会輸送などの手法もあるので、福祉サイドとも相談しながら高齢者の方への配慮や交通手段を検討したい。

西村委員長 | ほかにあるか。
(「なし」という声あり)

6 議案第10号 浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について

西村委員長 | 執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

委員から質疑があるか。

芦谷副委員長 | 条例を拝見している。基金となった背景、理由がわかれば数字も含めてご説明いただきたい。

政策企画課長 | 今回の基金条例の制定については、今、進めている光回線化工事の中で、コロナの臨時交付金、いただいたものは今年度に引き続き行う事業については基金を積み立てて充当してもよいと要綱にある。令和4年度から宅内工事を始める予定だが、それは国からの財源もないため、今回のコロナの交付金の一部を基金として積み立て、今年度の事業に充てたいと考えて基金の設置が必要になるため、条例の提案をしている。金額については、3月補正予算でも示しているが、約2億円程度の積み立てを行おうと思うが、これからの決算で基金の余った残額も含めるとそれ以上の金額になる予定である。

芦谷副委員長 | これは賛成したが、18億円くらいあるうち、10億円強を基盤整備に充てるということだった。賛成はしたが、本来、新型コロナウイルスの支援制度に充てるべきお金である。第1条で基盤を整備することを目的のためには、附則の中で令和5年3月31日限りをもって失効するとなっているが、どういったことに充てる予定なのか。

政策企画課長 | 宅内工事に充てたいので、工事費にこの基金を充てて行いたい。この条例で令和5年3月31日限りという期限にさせていただいているのは、コロナの交付金要綱の中で、基金については、充てる理由によっても多少違うが、今回の事業なら令和4年度末までに基金を廃止するようというところで要綱が定められているので、令和5年3月31日限りとさせていただいている。

西村委員長 | ほかにあるか。
(「なし」という声あり)
ここで休憩に入りたい。再開は1時ちょうどとする。

[12時 03分 休憩]

[13時 00分 再開]

西村委員長 | 委員会を再開する。

7 議案第11号 浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について

西村委員長 | 執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

牛尾委員

委員から質疑があるか。

管理のことで伺うが、1番の最も確実かつ有利な方法とは、具体的イメージはどのようなものか。同じく2番の有価証券、これはどのようなものを描いておられるか、現時点でわかれば教えてほしい。

財政課長

最も確実かつ有利な方法とは、一般的に確実とは、元本割れをしないことだろうと考えおり、有利な方法とは、利回りが良いことを想定している。有価証券でいえば、国債、県債などを想定している。

牛尾委員

例えばもっとも、現行でこの基金を預けることができる銀行はどういうところを想定しているか。また現行ならどこが有利か。

財政課長

基金は会計課で一括運用という手法を取っている。その運用ができる範囲で一番有利なのは有価証券、国債などを使って運用しているので、現時点で明確な答えはできない。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

8 議案第14号 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

永見委員

委員から質疑があるか。

地元町内会が管理すると記載がある。どのようにされるのか、もしわかれば教えてほしい。

金城分室長

条例廃止後の無償貸し付け後は、地元町内会のご要望もあり、町内会の集会所施設としての使用を考えている。

永見委員

地域間交流施設だったのだが、条例廃止後の地域間交流とはどのようなになるのか。

金城分室長

これまでの地域間交流事業については、地元の若生町内会と無償貸し付けとを併せて協議している。現在、若生町内会が立ち上げた管理組合が指定管理者となっているが、これまでの指定管理者制度にあるような収益事業はできないが、町内会は引き続き自然体験や施設の使用など、これまでどおり交流活動に協力していくと伺っている。

西田委員

今まで指定管理料なしで委託されていたのだが、今の話を聞いていて、収益事業や交流するのに、収益が上がり、収益事業になってもそれは構わないのか。

金城分室長

今回、無償貸し付けで地元へ貸し付ける関係で、事業として収益を伴うことは、無償の条件にならないため、そのあたりは収益をしないということで協議をしている。

西田委員

地域でまちづくり含め、収益にかかわっているいろいろなことが上げられているが、例えば若生の場合、収益を上げる事業は難しい。そうすると、交流事業をしたときに、例えば食事を提供したり、体験料を取っても収益として残らない形にすればよいということか。

金城分室長

実際、プラスマイナスゼロであればという話かと思うが、このあたりのことは普通財産管理の担当の行財政改革推進課とも協議させていただき、地元へしっかり伝えないといけない。この辺は検討させていただき

たい。

西田委員

若生地元町内会は積極的に交流事業をされていたので、その方々の要望によって無償貸与となったのだらうと思う。その方たちの活動のモチベーションが下がらないような配慮をお願いしたい。

芦谷副委員長

委員長を交代する。

西村委員長

地元の町内会とは何か文書による契約など、こういう使い方の範囲でとか、そういったものがないと。この間も益田市で駐車場の又貸しをしたとか何かで非常にもめていた。そういうことがあるので、何か契約書なりでうたったものがないとおかしいのではと思うのだが。どうか。

金城分室長

現在、条例が通った前提になるが、無償貸し付けの契約書の中にその辺はしっかり書き込んで、明確にしていきたいと思っている。

西村委員長

それはそれでよいが、そのときには議案となって何か上がるわけではないのだらう。

金城分室長

議案としては上がらないと思う。

西村委員長

そうすると、やはりある程度、この用途廃止の時点で地元へ貸すという基本的なことは決まっているのだから、こういう使い方ならよいといった、どういう契約の形になるかわからないが、そういうものはある程度、アウトラインが見えてないと用途廃止だけ、条例廃止することだけ了解を求められても、私個人的には賛成しかねる。

用途廃止があつて、次に何か契約する際に議案として上がるなら考えようがあるが、それが見えない今の段階ではどうかと思う。

金城分室長

実際、地元の町内会とはその辺の細かい、書面化して取り交わしたものはないが、十分説明させてもらっている。言われたように何らか明確になるような書面を取り交わすことについては、誤解が生じないように検討させていただければと思う。

西村委員長

基本的に、今この時点で例えば柱が何本かあつて、そういうもので基本的に仮契約みたいなものはお互いに納得している、細かいことについては後日、この条例廃止が可決すればその後に、基本的な了解をもって詳細については契約をする、というような段取りでいかないと、この話を信用してくれみたいなことだと段取りとしては非常にまずいのではないか。

金城支所長

おっしゃるとおり、議決のためには当然そういう資料が必要だと思う。課長が言ったように地元と詰めている段階だが、基本的に合意している部分など、概略、骨子といったものを、簡単なことにしかならないかもしれないが資料を作成し、提出させていただきたい。

教育長

私が知っている範囲でお答えする。これはもともと地域間交流施設として、県外からも多くの方に利用いただいていた。しかし地域も高齢化し、活動ができないから施設については地元の集会施設として借りたいということで、ほかから客を呼んでということではなく、町内会の集まりのために無償貸し付けしてほしいと聞いている。

新たに事業をするという目的はないものと私は思っている。その内容がわかるものがほしいということか。

西村委員長

それならそれでよい。話としては。ただ、集会所として使うことについても、それ以外には使わないとか、そういう意味での契約書というか、

中身がはっきりわかるものが交わしてあればよい。そのことを言うだけで。集会所以外には使わないとはっきりうたってあればよい。それ以外のことに使えないのだから、それをはっきりしてほしいということだ。

教育長 無償で貸し付けする場合は必ず目的があって、それ以外には使えないと必ず一筆あるものなので、正しく処理しようと思う。

西川委員 あそこは沢登りとか体験活動をされているが引き続き交流事業はされると聞いていて安心したのだが、この事業は集会施設という事業か。

金城分室長 事業という言い方が適切かどうかだが、これまで体験交流事業を地元でされてきた。これまでも収支を伴う事業として指定管理者の事業としてされていたが、今後はそうではなく、一町内会として、指定管理業務ではなく、地域の行為として引き続きかかわっていききたいと話をされている。

西川委員 子どもたちが自然体験をしたり、泊まったりするのか。費用が発生するものは、これまでは来られる方が負担していたが、今度からは無償でやるのか。

金城分室長 基本的には先ほど答弁したようになりわいとして行うのは無償貸し付けの条件から外れる。先ほどご指摘のあったプラスマイナスゼロならよいのかどうかも確認しておく必要がある。基本的にはなるべく収益が発生しない範囲内で協力いただくようにお話ししている。

西川委員 集会所施設としてという話も危ういというか、体験事業を引き続きされると聞いたから安心したのだが。それがされるが、プラスマイナスがないようにされるということか。はっきりしないのだが、集会所施設ということにくくって大丈夫か。心配があるが。

金城分室長 実際、宿泊まで地元でこれまでどおり行われるかどうかはわからない。町内会でどこまでできるか判断いただかねばならないが、こちらの協議では無償で貸し付けるので収益が伴わないような形の利用に限定してほしいとは伝えてある。

西川委員 収益が伴わないようにということが共有できているのならよい。そこが微妙なので質問してみた。

芦谷副委員長 進行を交代する。西村委員長。

西村委員長 やはり、今のやりとりを聞いていても、地元の集会施設として主には使うのだろうが、時々は今までやっていたような宿泊所や交流の場として使うことも含んでの施設なのだという受けとめをせざるを得ない。しかし、いわゆる収支としてはプラスが出るようなことにはしないというだけで。

よって先ほどの教育長の説明と違う。だから話が整理されていないのではないかと思う。

教育部長 少し整理しなければならない。ただ、今までは町内会は指定管理者として事業をやっていたのだが、今回は指定管理者ではなく町内会として収益を上げてても全然問題ない。これは集会所を使ってそこで収益を上げてはいけないという意味なので。川遊びも町内会がされて必要経費を取るなら、町内会の会計としては問題がない。

指定管理者としての立場の若生町内会と、今回はあくまで無償貸与を

受けるのは施設のみであり、行為に対しては一切関係ない。説明が混同していた。あその施設でお金を取って収益を上げてはいけないだろうが、いろいろな活動は今後、あくまで若生町内会という地元団体がされるなら、収益を上げようが特に問題がない。

今回は施設を無償で貸すわけで、その施設を使って収益を上げるのはよくない。施設以外の行為については制限がない。その辺も含めて整理を少しさせていただきたい。

総務部長

教育部からもご説明したり、財産のことなので次の休憩中に整理して、冒頭に説明させていただきたい。

芦谷副委員長

進行を交代する。

西村委員長

そういう回答が最初からほしい。ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

9 議案第15号 浜田市浜田城資料館条例の制定について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

西川委員

委員から質疑があるか。

来年度当初予算に500数万円が、委託料が計上されていた。コストが上がるのかどうか、指定管理に出す目的は何か。

文化振興課長

令和4年から6年の3年間の債務負担をあげている。それと来年度の当初予算で事務委託費を出している。

職員体制についてだが、直営の現在では、一人が一月17日勤務、もう一人が13日勤務体制にしているが、来年度からは二人とも17日勤務の予算を計上している。

目的についてだが、今は直営だが、外部の民間や団体の専門知識やノウハウをいただき、運営の効率化を図っていききたいため、指定管理を出したい。

西川委員

専門的なノウハウ、知識が必要とのことだが、では委託先の選定方法や基準はどうなっているか。

文化振興課長

選定方法は指名で令和4年から令和6年まで行う。

西川委員

指名先、委託先はどこか。

文化振興課長

浜田市文化協会にお願いする予定である。

西川委員

文化協会はこういうのに出せる人がいるのか。今よりも勤務時間が多くなるということは、サービスが向上する目的だと考えてよいか。

文化振興課長

浜田市文化協会には現在、浜田郷土資料館もお願いしているところである。郷土資料館と浜田城資料館の館長は一人に兼務いただくつもりである。距離があるし、教育委員会から指示を出すことがほぼできなくなるので、その分、展示のことやトラブルの対応ができるよう体制を厚くしようと考え、17日勤務を二人とした。

西川委員

今回初めて内容をお聞きした。委託されるということで、直営ではなく新しいノウハウが入ればよい。もう少しほかの機能、今は来館者がそれほど多くないので増やす工夫や、何かと複合化するとか、そういうことを考えていただく予定があるか。

文化振興課長

文化協会は今、郷土資料館を運用しており、そのノウハウを取り入れ

たい。浜田城資料館はご存じかと思うが収蔵庫がない。浜田城に関するもの、北前船に関するものを特化して展示している施設なのだが、そのものはほぼ郷土資料館からお借りしている。企画展示の際にも郷土資料館からお借りしている。現在は市職員が企画内容などを考えて、借りてきて展示したり、工夫したりしているのだが、これを郷土資料館にお任せすると、ものがどこにあってどのようにすれば客入りが増えるかノウハウをお持ちなので、これから継続して企画を打つ中でさまざまなアイデアを入れながら、見せ方を変えながら、集客効果のあるアイデアを出していただけるのではないかと。そういうものを取り入れたい。

西川委員
文化振興課長

ここに配置される二人は今どこにいるのか。

まだ話がそこまで詰まってないのだが、今考えているのは、うちで雇っている職員が、調整がつけば、文化協会に出向いて継続して行く。それが難しいのであれば、文化協会で人員を用意してもらおう。まだ調整中である。

西川委員

今おられる職員、二人おられる。会計年度職員か。そのお二人がなるということなら、先ほど専門性がと言われたが、同じ方が行かれて専門性が上がるとは思えないがどういうことか。

文化振興課長

専門性ということだが、郷土資料館におられる館長とお二人、特に館長は素晴らしい知識と技術を持っておられるので、そのお力をいただきたいということで。文化協会のノウハウを、今いる二人が続けばだが、そこに指示していただき企画を考える、展示を考える。うちからの指示ではなく文化協会の知恵をいただきたい。

西川委員

大体わかった。指定管理者に要求するミッションとして、質を上げるのか、来館者かとか、具体的ミッションがあるのか。

文化振興課長

指定管理を出すからには運営管理は現在よりも向上いただくことが効果を上げる一つの目安かと思っている。開館から約1年半、コロナもあって読み取れない部分もあるのだが、来館者数については、現状維持はいただきたいと思っている。ミッション、目標をどう設定するかには至っていないが、こちらの思いとしては入館者、来館者の増や歴史文化の認識を皆に高めていただく事業としてお知恵をいただきたいとしているので、目標については、指定管理を出す以上は、今後モニタリングもしていくことになるので、今後定めてクリアしていけるよう協議を続けていきたい。

西川委員

せっかく、郷土資料館と運営が同じになるのだから、学校と一体的に、どちらも見えるようにその辺をきちんと目標設定してやっていただきたい。

芦谷副委員長

そもそも指定管理は裏腹で、経費や効率面を追求するのと、併せて指定管理者側にノウハウがあって次の展開があるのだと思う。低迷していて学校の利用だとか、ふるさと郷育の推進だとか、そういった利用面や歴史文化行政の前進だとかいうことに対する行政側の熱い思いが感じられればよいのだが。単に文化協会のノウハウを借りるのではなく、もっとこうしたいということがあって、それでは指定管理者にお願いするということがあったほうがよいと思うのだが。

文化振興課長

おっしゃるとおりである。単なる効率化を強調してしまったが、市と

してふるさと郷育もそうだし、生涯教育もそうだし、歴史文化の認識の高まりをどのようにしていくのかを念頭に置いた上で、業務委託をお願いしたい。

芦谷副委員長

例えば在野の歴史家の発掘など、歴史文化を前に進めるようなこと、行政にない民間の発想、市民の発想を広げながら、ふるさと浜田を愛する気持ちをつくることもミッションにあってもよいと思う。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

10 議案第24号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

西川委員

委員から質疑があるか。

現在市内にある50キロワット以下の充電設備はどれくらいあって、今後200キロワットにあたるような施設ができる予定があるのか。

予防課長

これも20キロワット以下なのだが、浜田市に急速充電器が7か所。普通充電と言われるものが4か所で、電気自動車充電できるものは11か所ある。今後200キロワットの急速充電器に関してはまだ把握できていない。

西川委員

この急速充電設備についても、消防において点検など同じような業務をされているのか。

予防課長

届け出されているものはない。予防条例上では20キロワット超、50キロワット以下であれば火災予防条例の規制を受けるのだが、現在そういう設備はない。ただ1か所、給油取扱所に変更許可に係るものがあったのだが、その中では20キロワット以下のものがあり、そういったものは給油取扱所の中の規格というか、規制がかかってここへつけなさいというような指導は今までにあった。

西川委員

今後50キロワット以上の設備ができたときに、届け出を受けるとか点検するとかいうために、人員の育成が必要だったり、設備がいるとか、技術的なことがあるということはあるのか。

予防課長

火災予防条例上規制がかかり、いろいろ設置場所の規制がかかるが、これは今までの予防条例の中でも変電設備などで使われている部分を拡大している。今、危険物係や保安係がある。うちの予防係の方で人員は足りていると考えている。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

11 議案第27号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

西村委員長

執行部から資料提供があるのでごらんいただきたい。補足説明はあるか。

政策企画課長

今回、議案で九つの事業を計画に追加したいということで、県との協議が整ったため上げさせていただいている。

事業の詳細については、これまで当初予算あるいは補正予算の中で計上させていただいた事業を載せているので割愛させていただくが、ご承知のように過疎計画については現在の法律は今年度までということで、事業期間は翌年度以降のものも含めて載せているが、対象は令和2年度の事

西村委員長 業費ということで計画に載せていきたい。
委員から質疑があるか。
(「なし」という声あり)

12 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

西村委員長 執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)
委員から質疑があるか。
(「なし」という声あり)
以上で議案審査は終了した。採決は後ほど行う。

13 執行部からの報告事項

西村委員長 1件追加になり全部で11件ある。委員は事前に資料を読み込んでいるので、執行部から補足説明があればお願いし、なければ質疑に入るのよろしく願います。

(1) 指定管理者制度の運用について

西村委員長 執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)
委員から質疑があるか。
(「なし」という声あり)

(2) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラスについて

西村委員長
政策企画課長 執行部から補足説明はあるか。
昨年12月定例会議でも考え方をお示しした。今回予算なども含め戦略プラスの内容を反映させてもらっている。まとめたものを資料として提出したが、変更などを加えて作成しているため、少し説明したい。
主な修正内容は、当初予算説明資料に上げている事業名称、事業内容といったものが予算説明資料と一緒にできるよう文言修正を行っている。
また、総合振興計画の審議会委員にもご意見を伺った中で、5ページの施策2の第3子以降の出生に向けた支援、この中の説明資料のうち、取り組む事業の中に「出会い結婚出産子育て応援事業所認定事業」を上げているが、特に父親の家事育児への参加を推進する、あるいは子育ての負担軽減を図るといった文言を追加したほうがよいのではという意見をいただき、それを反映した。
また最後の7ページにお示しした施策4についても、高速情報通信網の目標、KPIなどについて記載している内容に変更してはどうかという意見があったので、市内カバー率、あるいは地域情報化計画の策定といった目標設定に変更している。
以上が戦略プラスの関係で12月から変更となった主な点である。
また資料提供した横長の事業、区分に応じた取り組みの表については、事業名称の修正に併せて、当初予算に計上している金額の予算額を一緒に掲載している。
またその資料の右下にある現在の取り組みは、大体総額11億円をかけて

子育て支援事業に取り組んでいることに加えて、今回の新規事業については事業費総額を約7,400万円、国費あるいは県費を充てるので一般財源を6,612万円で計上している。これについては、国の保育料無償化で、約6,000万円の財源が浮くのでそれをこちらの事業に充てようと考えている。

また、次ページのその他の戦略の項目については、同じように金額あるいは事業名称を修正して掲載している。こちらの事業も、県の子育ての関係で、交付金拡充で約1,000万円程度の財源が浮くのでそれを充てて取り組んでいきたい。

西村委員長
西川委員

委員から質疑があるか。

数値がデータをもとに計画も立てられている。目標数値も明確になっている。既存事業か新規事業か、いろいろ含めてまとめられていて非常によい。外部にも浜田市のPRができる非常によいプランである。

目玉事業で第3子以降への支援についてだが、ゼロから1への支援と2から3への支援がある。1から2へのステップが抜けている。三人目をつくろうと思うと、二人目をつくらなければならないが、この二人目をつくるころの支援はどうなっているか。

政策企画課長

これまでもご意見のなかで、第1子と今回、第3子以降の出生についてこうして重点的にこういう支援に取り組みたいということで説明したなかでは、2子目と2子目につなげるための支援についてご意見もあった。今回こうして示したのは、まずは不妊治療の拡充に、これまでも取り組んできたが、県のほうの理想的な子どもの数を示させていただいた中では、まずもって一人目につなげることが目標に達してないところを何とか一人目につなげたい、そこにまずは重点を置いた施策に取り組まねばならないだろうということで事業を考えた。

その次に一人目から二人目については、一人目が産まれると二人目がということで、つながっていることが少し見えた。本当は三人以上の子どもが欲しいのだがそこがつながっていないという結果にもなっているので、限られた財源の中でどのような支援をするか検討し、まずは一人目につながるところ、それと三人目以降に重点を置いた中で出生数を増やしていく取り組みにつなげたく、まとめさせていただいた。

西川委員

根拠もわかったが、ぱっと見で二人目が抜けているので、何か文言を考えたほうがよい。父親の家事・育児について文言を指摘されたが、今の少子化の理由の一つが父親の育児参加だとよく言われている。都会地では父親の育児休暇とかもあるが、これは、文言はもちろん大事だが、文言を実践する事業がないが、どうされるのか。

政策企画課長

父親の家事・育児参加が非常に出生率につながっているというデータもあるので、何らかの施策には取り組んでいかねばならないと考えている。今回の当初予算には具体的に出していないが、総合戦略プラスは来年度、総合戦略を見直しする中で、この考え方も取り入れて計画の見直しをしていくということをしている中では、こういった視点での事業が必要なことは、これから総合振興計画に併せて市民からご意見をいただきながらつくっていくので、また事業を考えていきたい。

地域政策部長

具体的な事業がないとお答えしたが、6ページに出会い結婚出産子育て応援事業所認定事業、これは再掲になるのだが、こうしたことに取り組

む。やはり父親に参加していただくには事業所や地域のご理解を進めることも大事だと思っている。またこれには直接載ってないが、男女共同参画についても推進計画を来年度策定するための予算要求をしている。男性も育児に参加していただきたいということはしっかり盛り込む予定にしている。そういうことを届けていきたい。

一人目、二人目に支援がないという指摘についてだが、資料に現在取り組んでいるところが白抜きで、新たな事業が黄色である、白抜きの事業は他市に比べても、例えば不妊治療などかなり力を入れている。

今回、6,000万円ということではないが、そうした限られた財源をどこに投入しようか考え、第3子と結婚に力を入れる戦略として打ち出したのだとご理解いただきたい。

西川委員

理解した。横長資料のその他に少し目新しいところがあるので質問したい。

若者会議設置事業、非常にわくわくするタイトルだが予算が38万円である。具体的にどういう対象、推進体制、拠点を持つのか。

政策企画課長

来年度予算要求で38万円の予算要求させてもらっている。男女10名程度で集まっていたら、若者に浜田市に定住していただくにはどういう施策を打つべきか議論していただき、来年度以降、議論したものを市などに提案いただいて予算化することを進めたい。

どういった男女の構成員を募集していくかについては、会議を進めていくファシリテーターは市からお願いさせてもらい、それ以外は県大生などの学生やUIターンでこちらにおられる若者などを含め公募で募集したい。

西川委員

前に女性が集まって同じようなことをされたがそれと同じようなものか。

17番の看護学校学生等就学支援は、優秀な生徒を確保する目的だが、今は医療センターの附属の看護学校は定員は割れていないと思うが倍率はどうなっているか。

総務部長

後にお答えする。

西村委員長

では福祉環境委員会の関係になるので、後で答弁いただく。ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 市内ケーブルテレビの今後について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

政策企画課長

現在ケーブルテレビについては、石見ケーブルと三隅ケーブルを令和5年に統合できないか、三隅の地域協議会を中心にお話しさせてもらっている。

先般2月に地域協議会が開かれる中で今後の取り組みについて説明いただきたいということで、まとめさせてもらった資料を本日の資料としている。

スケジュールは資料をご覧ください。特にこれまで協議した内容では、三隅自治区のIP電話を心配する声が多かった。市でどのように対応するかについて、今後のスケジュールにもあるように実際にIP電

話しかない家庭がある、あるいはI P電話の代替のスマートフォンなど、かわりの情報伝達手段がないかどうか、まずは利用状況調査をさせていただいた上で、市もどういう対応をするか今後協議したいと説明した。

また令和5年の統合時にどういった業務が残って、どういった業務が石見ケーブルに移るのかの体制についてのイメージも示してほしいという声があったので、2ページ目のようにお示した。

また3、4ページの内容については、令和5年からの統合に先立ち、先般2月1日に石見ケーブルとひゃこるネット三隅のケーブルテレビ放送番組を統一した中で、どういうことが変更になったのかをお示ししている。チャンネル統合の際には、多くのご意見をいただいた。画面が見づらいといったお声もあったが、特に三隅以外の地域では、ラジオが聞けるようになった、定点カメラが見られるようになったといったお声を伺っている。石見ケーブルとも改善点について協議させていただいているが、現時点ではこのような変更内容で進めさせていただいていると、三隅に説明している。

また最後の5ページについては、これまで三隅の地域協議会でいただいたご意見への回答を示している。こういった内容で2月に説明させていただき、また今後I P電話も含めて統合についてさらに協議を深めていきたい。

西村委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

休憩に入るが、議案第14号は、先ほどの質疑の関係で現時点で保留という扱いにさせてもらっているの、休憩中に委員会が終わるまでにまとめてもらい、何とか採決できる形にさせていただきたい。

14時20分まで休憩とする。

[14時 09分 休憩]

[14時 20分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。

予防課長

冒頭、予防課長から発言を求められているので、これを許可する。

先ほど西川委員から質問のあった、市内7か所の急速充電器の中で20キロワット以下と私は回答したのだが、50キロワット以下のものもあるので訂正させていただく。大変申しわけなかった。

西村委員長

金城支所長。

金城支所長

議案第14号については、いろいろと混乱を招き申しわけなかった。若生まなびや館については、基本は課長が申したように、町内会に対して集会所として無償で貸し付ける、集会所として貸し付けるとの協議が整っている。

これまで行っていた体験などの受け入れについては、もう町内会の方々も高齢化してきており、今までのようにはなかなか受けられない。しかし、今までの経過もあるので、例えばまた沢登りに来て休憩するのにそこを使わせてほしいといったことがあれば、ケースバイケースだが、無償、あるいは実費相当分の使用料は無償貸し付けでもいただいてもよい

こととなっているので、そういう対応も場合によってはするとのことである。

それから、当時はここくらいしか施設がなかったが、今は民泊施設が波佐にも3、4件新たにできているので、基本そちらにお任せして、これまでのつながりでお話があればお貸ししてもよいとなっている。

資料を出すとしたが、基本は今言ったようなことで、町内会との契約はこれからのため、契約を整えば次の委員会のときに委員にお示しさせていただきたい。よろしく願います。

西村委員長

私は一応それで理解と納得はしたので、これでとどめて、これをもとに皆にも判断いただくということで、この件は一応終わりたい。

ほかに、健康福祉部長。

健康福祉部長

先ほど、まち・ひと・しごと創生総合戦略プラスにおける西川委員の質問の中で、浜田医療センター附属看護学校の定員充足ということを質問された。

定員は40名なのだが令和2年度の入学者は34名である。これは一般・推薦・社会人枠で73人の受験者があり、69人合格して実質倍率は約1.1倍だったのだが、辞退者が35人あり、入学者が34名となっている。

西川委員

定員が割れている認識がなかったので失礼した。それならこの事業で頑張ってもらいたい。

西村委員長

それでは続いてやっていく。

(4) 浜田deしごと合宿インターンシップ事業について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。定住関係人口推進課長。

定住関係人口推進課長

補足説明する。インターンシップを今回実施し、その後これが雇用につながったのかについて追加報告がある。

まず社会人インターンシップは、今年度延べ8名の受け入れを行い、実際に雇用に関わった方が3名いらした。学生インターンシップについては、今年度はまだ就職活動年齢に達していないことから、就職に関わっていないが、昨年度に参加いただいた方が延べ7名おり、うち1名がこの4月に採用が決まっている。

西村委員長

委員から質疑があるか。

(「なし」という声あり)

(5) JR三保三隅駅の係員対応時間の変更について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

まちづくり推進課長

資料最後の行に利用者周知の記述がある。予定では3月上旬で資料作成していたが、改めて確認したところ2月26日(金)に既に駅に掲示されているとの情報があった。

西村委員長

委員から質疑があるか。

西川委員

3月13日から変更されるのに周知が早まったとはいえ、2月26日からの周知では、周知期間がかなり短くて困るのではないか。あらかじめ打診や要望はなかったのか。

まちづくり推進課長

利用者への周知はJR側で責任をもってされると伺っていた。JRでも準備期間として調整されておられたが、周知期間が非常に短い形には

西川委員 なたが、結果的にJR側での調整と伺っている。
 有人窓口と券売機と、券売機はしかも定期券も扱えないとのことで利便性がかなり落ちるので、この周知期間が短いのはよくない。JRにクレームを入れるべきである。

まちづくり推進課長 JR関係はこれまでも浜田駅や下府駅でいろいろな形で対応されている。その都度、市からも申し入れや早目の情報提供をお願いしている。引き続きご指摘の点についてもJRに申し入れしたい。

西村委員長 ほかにあるか。
 (「なし」という声あり)

(6) (仮称) 杵束コミュニティ施設(杵束まちづくりセンター)の完成について

西村委員長 執行部から補足説明はあるか。
 (「なし」という声あり)
 委員から質疑があるか。
 (「なし」という声あり)

(7) 弥栄サービスステーションの支援の状況について

西村委員長 執行部から補足説明はあるか。

弥栄防災自治課長 資料の訂正を一つ願います。表の一番下、JA弥栄サービスステーションの状況のところの、計画の一番下の収支(税引前)の数字が、現在、155万1,250円となっているが、正しくは155万1,000円である。大変申しわけなかった。修正をお願いします。

西村委員長 委員から質疑があるか。

西川委員 収益が1,000万円で、収支が150万円、実績は収益が1,500万円の収支が1,150万円ということで、利益率が全然違うのだが、この見込みの違いは一体何だったのか。

弥栄防災自治課長 計画と実績の乖離であるが、細かい詳細はまだ確認できていないが、まず収益部分では令和2年度に土木事業者の利用が多かったため、レギュラーガソリンや灯油などの利用が増えている。
 経費は9月に1名従業員を採用されたため人件費が上がっている。その他では、中古の軽トラック用タンクローリーを購入取得され、減価償却費を計上されたので、計画よりも数字が増えていると聞いた。

西川委員 この件は収益経過を含めていろいろ提供いただいて議会で審議したのだが、結果は利益収支の額がいつているので、よしとするということによいのか。

弥栄防災自治課長 利益の収益部分がほぼ計画どおりである。ただ、もう少し、伸びしろがあるかと思っているので、サービスステーションを応援する会と、今運営していただいている事業主と、協力いただいてさらに売り上げを伸ばすとか、経費を削減するとか、一緒に協力し合いながら収益がさらに出るように、支所としても応援していきたい。

牛尾委員 初年度計画では会員は、そこそこのだろうが、最初の目標までの乖離があるので、初年度に入ってもらわねば次年度以降は非常に厳しいのではと思っている。その辺の見込みについて伺いたい。
 もう一点は、ガソリンスタンドは、油の売買では利益が出にくい。例

弥栄防災自治課長

えばタイヤなどいろいろ売って粗利益を確保するのが最近の状況らしいが、弥栄についてはどうなのか。

まず会員募集の件だが、初年度については計画を達成されている。今後の募集については、現在も応援する会の方々が各自治会、集落にお声かけして募っておられる。本来であれば弥栄町のイベントのふるさと祭りや産業祭などのイベントを活用し、出身者にお声かけするとか、会費、寄附などを募ることも計画されていたが、ことごとくイベントが中止となったこともあり、もう少し伸ばせたのではないかと思われるが残念なところである。

2年目についても、長くなったからどんどん増えるということはないと思っている。この2年度については、さらに応援する会も何らかの会員募集の新しい手だてを考えていただき、弥栄支所も一緒に考えて、2年度である程度この計画が達成できるよう目指したい。

具体的にどういったものがよいかはまだお話しする機会もコロナの関係で減っているため、今後開かれる予定の総会などでお話しできればと思っている。

油以外の収益だが、タイヤ売買や交換なども重点的に規模を増やしたいという話は聞いている。今、タイヤを預かる保管場所も借りられているようだが、そこが手狭で思ったほどできていないとも聞いた。

今後保管場所を新たに確保されることが可能であれば、油以外の収益ももう少し伸ばせるだろうと思う。また新たな状況が報告できるようなら、今後の委員会で報告させていただく。

牛尾委員

正会員、賛助会員というのは年会費か。

弥栄防災自治課長

いえ、年会費でなく、最初の入会費のみである。

西村委員長

ほかにあるか。

芦谷副委員長

進行を交代する。西村委員長。

西村委員長

答弁にあったのだが、減価償却とは何の減価償却だったか。

弥栄防災自治課長

軽トラ用ローリーである。移動販売ができるように。

西村委員長

それは何年償却か。価格と。

弥栄防災自治課長

申しわけない、そこまでの数字は聞いてなかった。一応2年度で計上したのは20万円で、2年で終わりとは聞いていた。

西村委員長

収益が1.5倍に伸びているのは、先ほどおっしゃった理由で、内訳はよくわからないが結果的に伸びてよかったとは思いますが、一人雇われたと聞いたし、それと今の20万円のローリーでこれだけ経費が膨らむのは解せない。せっかく資料を出されるのだから、大まかに1,400万円の内訳くらいは知って臨んでほしいとは思った。要するに仕入れが大分入っているとは単純に思うが、仕入れのガソリン代は幾らで、というのが知りたかった。

弥栄防災自治課長

今後の報告をさせていただく際には、もう少し詳しい資料提供ができるようにしたい。

西村委員長

ぜひお願いします。1.5倍に伸びても収支が計画とほとんど変わらないようでは、いくら商売ではないと言っても、頑張りがいがない気がした。

芦谷副委員長

進行を交代する。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 浜田市立小中学校統合再編計画(案)について

西村委員長
教育部長

これは執行部から補足説明があると思うのでお願いします。
本来なら資料は事前配布が原則なのだが、この資料は先に報道や地域に出るのがまずいこともあり、今日の総務文教委員会で見ていただくために当日朝に配付させていただいたことをご理解いただきたい。市の内部においても月曜の庁議でこれを諮った際、回収して外に出ないように配慮させていただいた。議員は今日見ることになったがご理解いただきたい。併せて、これの説明はポイントに絞る形でよいか。

西村委員長
教育部長
教育総務課長

はい。
では担当課長から説明させていただく。
学校統合審議会から出された答申に基づいて今回のこの計画案を策定している。

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長
牛尾委員

委員から質疑があるか。
四中を三中へ統合と書いてあるが、地元説明会を聞いていると、親の通勤経路からいくと二中のほうが望ましいのではないかという意見も複数見られる傾向にあったように思うのだが。例えば四中の子どもは皆、三中へ行かなければいけない縛りになるのか、それとも二中を選択してもよいのか、どうなるのか。

教育総務課長

確かに地元説明会でも、二中のほうがという意見があった。今回の計画では先ほど申したように三中にと、適正規模に近いクラス編成が可能になるとか、部活動の選択肢が広がる点を重視して三中に統合する形で計画を策定した。この計画案を地元の説明する中で、二中がよいという方も出てくるかと思う。

牛尾委員

そちらは説明、協議、調整の中で、この案のとおり全員三中に行くのがよいのか、三中と二中に分かれるのがよいのかどうかについては、今後の協議で調整を図っていききたい。

恐らくどちらかに行くという縛りをかけると調整が難しいと思う。その場合、統合をやむなしという方も幾らかいらっしゃるが、三中か二中かの選択肢くらいせめてないと、今通っているところもなくなる上に行き先まで縛りをかけられると、地元説明会のときに反発がある気がする。できれば地元の保護者の意向を受け入れるスタンスでやってもらわないと。少し配慮いただきたい。お願いします。

教育総務課長

委員の意見も十分踏まえた上で地元調整において意見を聞きながら、配慮して案が取れるような計画に持っていききたい。

芦谷副委員長

これについては地元から根強い意見があり、何度も陳情があった。小中一体校舎とか、幼少中の一貫校という話もあった。そういった地域が寂れるという地元の根強い懸念に対して、学校再配置という観点を超えて地域を守る観点でもう少し強いメッセージがあればと思うのだがどうか。

教育総務課長

会派代表や個人一般質問にもあったが、学校統合によって地域が寂れることがあってはならないという市長の考えもあるので、その辺は十分踏まえた上で、どうしても教育委員会は教育行政の話となるが地域のこ

- ととなると当然地域コミュニティとして地域政策部やそのほか全体的な調整を図った中で、地域がどういう形なら寂れないかということは浜田市全体の課題として受けとめて対応していくことになるかと思う。
- 芦谷副委員長 地域の思いや心配事を行政としてしっかり判断し、しっかりしたメッセージを出すことが一つと、さらにそれを超えて統合に至るなら、子どもたちが主役であるため、しっかり勉強できるよう、通学や環境整備を含めて学校側と意見交換をしたり、地域や保護者と意見交換をしながら、実情を踏まえて対応することだと思うがどうか。
- 教育総務課長 令和3年度については、教育委員会としてつくった学校統合計画案を地元の説明に伺うことにしている。その中で当然、通学路やいろいろな問題が出てくる。教育部だけでは対応できない、意見を聞いてもその場で答えられないこともあるので、当然、都市建設部の維持や整備担当の方、地域政策部まちづくり担当の方など、必要に応じて出席する中で、地域要望や意見、思いを十分踏まえ、案が取れる計画の決定につなげていきたい。
- 芦谷副委員長 美川小学校と四中の問題を超えて、雲雀丘小学校の問題を含めて、ほかの統合に対する地域説明会などもいろいろな意見があると思うが、どのようにつかんでおられるか。
- 教育総務課長 通学の経路が長くなるなどが出てこようかと思う。そういうところについてどこまでできるかだが、地域に入っただけの協議でご意見を聞き、目的が達成できるような形を提示できるかどうか十分検討したい。
- 西川委員 目標年度で石見小学校が一番遅い令和12年度となっているが、校舎の長寿命化調査結果が、屋上と外壁に安全上の問題があるレベルになっている。あと10年近くあるので、特に外壁を何かしないといけないと思うが、かなり大きな学校なので費用がかかると思う。何か考えや計画があるか。
- 教育総務課長 石見小学校についてはおっしゃるとおりだと思う。危険な部分について建てかえまでの間に危険を取り除く方策を講じる必要がある部分については、講じる必要があると考える。日々の点検や学校からの意見を踏まえた上で、どういう形が安全確保ができるかを建築サイドと調整しながら考えていきたい。
- 西川委員 全部やるのではなく、部分補修だから子どもの安全に配慮してほしい。
- 西村委員長 ほかにあるか。
- (「なし」という声あり)

(9) 令和2年度 島根県学力調査結果(概要)について

- 西村委員長 執行部から補足説明はあるか。学力向上推進室長。
- 学力向上推進室長 今まで県独自の調査問題を使っていたが、今回は業者の標準化されたテストを活用して調査しているので、参加自治体から全国的な傾向が見て取れるため、全国との比較が若干できるようになっている。それを含めて分析させていただいている。
- (「なし」という声あり)
- 西村委員長 委員から質疑があるか。

西川委員

この件についてはいつも質疑させてもらっているが、今回は試験のやり方が少し違うとのことだが、今回の試験の結果というよりも必要なデータはこの推移だと思う。文言では昨年度と比較すると、というのが何度か出ているが、教育、学力向上は一朝一夕で結果が出るものではなく積み重ねだと思う。お示しいただく資料も何年かの推移があるのがよい。推移について記載箇所があるが、大まかなところを説明いただきたいのだが。

学力向上推進室長

昨年度の県平均との差を見ていくと、よくなった学年も、あまり変わらない学年もあるが、集団が違うからというものもあるが中学校1年生については昨年度より改善している。小学校6年生のときよりも中学校1年生のほうが、成績が良くなっているの、確実に伸びているのが見える。

小学校5年生の国語は昨年度よりもよくなっている。小学校6年生、中学校2年生については少し厳しい状況になっている。

経年比較していくと、伸びてはいるがあまり伸びはよくないので、少し課題がある。県との平均正答率の差を見ていったときの状況である。以上が大まかなところである。

西川委員

学力ということなので、アウトプットは点数をもって結果と今後の対策を詰めないといけない。次回からでも推移を示して議論してもらったほうがよい。よくなっているとは言えないが、今後、学習指導要領が変わる、ICTでタブレットが配られる、この二つの変更点を好機と捉え、ぜひ改善していただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(10) 「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」におけるアイススケート場の検証期間見直しについて

所管事務調査 (3) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用状況について

西村委員長

これは所管事務調査として要求があったので、それも含めた形で説明をいただきたい。生涯学習課長。

生涯学習課長

(以下、所管事務調査の資料をもとに説明)

西村委員長

報告事項と所管事務調査も含めて質疑としたい。西川委員。

西川委員

報告事項のほうで、最後の4番に国の補助金制度について書いてある。環境省の補助金制度については、利用できるものが現時点ではないということだが、ほかに省エネ関係で国土交通省、経済産業省などを調査されているのか。それとこの冷凍機器の更新費用の見積もりやランニングコストのシミュレーションなどの調査状況について教えてもらいたい。

生涯学習課長

国の補助金である。確かに環境省の補助金については概算要求のときから資料を見させてもらった。農林水産省、経済産業省、国土交通省も幾つか調べた。1点、脱フロン低酸素社会の早期実現のためのという補助事業があり、これは農林水産省、経済産業省、国土交通省の3つの省の連携事業であり、これも実際に担当と話をしたのだが、結果として今回のような大きな冷凍機器への補助対象ではないと確認している。まだまだもしかしたら一つ一つ農林水産省、経済産業省あるかもしれないが、おおむね見たつもりではある。

それと、経費であるが、もともとパブリックコメントにもあったシミュレーションである。冷凍機を更新した場合の費用、またはリースによるという提案もあった。リースによる場合のシミュレーションについては複数の会社に照会中であり、既に提案をいただいたところもある。現在内容の精査中で、今後検討の一つとして、内部で検討を経て、引き続き利用団体とも意見交換してまいりたい。

西川委員

それでは、私がお願いした所管事務調査の利用状況について伺う。コロナ禍で仕方ないところだが、11月のスケート利用だけ昨年より86.1%増えているが、これはどういうことか。

生涯学習課長

確かに、このところについて分析をした。まず一つ言えるのは、二日間の無料滑走の期間が、昨年より今年のほうが二日目であるが、多かったというのが三点のうちの一点。

もう一点は、そもそもの期間が片や23日、片や21日というのも影響があったかと。

最後にもう一点としては、例年11月にカーリングの大会がある予定だったが、カーリングの大会がコロナ禍でなかった。その分、カーリングをやる場合にどうしても占用してしまうが、カーリングの大会がなかったがゆえに一般開放の時間が長くなったということで、11月にスケート利用者が増えたというように判断している。

西川委員

もう一点だけ、今回、市内と市外ということで実態調査していただいたのだが、市内のほうが多いのだが、それにしてもこのコロナ禍の中で市外の割合が思ったより多い。これは、それだけ魅力のある市外から来られる施設だと思うが、これについてご所見を伺いたい。

生涯学習課長

確かにこういったコロナ禍の中で利用が多かったと思っている。特に市内においては利用団体が、この期間中で市内であるが、6団体で13回使っていた。近くでいうと、国府小、浜田養護学校、浜田ろう学校などに使っていた。そういったことから、市外の方が多施設かもしれないが、今現在こうした関係、コロナの関係で、どうしても市外や県外から来られない、特にカーリングは大会がなかったため市内の方がより多く使っていたのだと思う。

西川委員

比率でいくと合計で市外が45%。これは多いと思う。したがって、よく来てもらったと思う。

これは意見であるが、前から言っているように教育施設として捉えられていて、市外から来た人に浜田市の税金を使った施設を使っているのがよくないというご意見をいただいているのだが、こうして市外から来てもらって、前にも言った観光という交流の側面から見ると、よく来ていただいている施設だと思う。意見である。以上。

西田委員

このサン・ビレッジのアイススケート場について、スケートとカーリングについてずっと利用者推移を言われて、冷凍機器の更新になったときにこの機器に対する経費がかかる、かからないということで、いろいろな議論がされてきたが、私は普通に考えてこの浜田市にサン・ビレッジがあることは大変貴重な財産である。

島根県においても、この中国地方においても、これだけの施設があるのは、非常に貴重だと思う。本当はこれがあるために、自然に活用される、

使われる人が多い、少ないではなくて、本当はこの施設を最大限に生かすためにどうしたらよいかを本当はもっと考えるべきである。だから県内外からもたくさんの方が使い方によっては来られる施設。したがって交流人口とか関係人口などにも使えるツールにもなるし、グリーンツーリズム、エコツーリズム、スポーツツーリズムといった、いろいろなツーリズムでも活用できる。また、今コロナでいろいろあるが、都市部からのいろいろな観光人口もあるが、例えば子どもたちの教育体験旅行といった受け入れを、こちらから働きかけたり、受け皿をつくってPRすれば、こちらから動けば、幾らでも来る可能性が広がると私は思う。そういった積極的にこちらから使われる、活用する考えをもっと、もっと活用するための最大限生かすための検討委員会が必要かと私はいつも思う。それに対してご意見を願います。

生涯学習課長

先ほど西田委員が言われるように、やはり市内の人口もだが、交流人口の増加なども期待できると考える。

実際、現在パブリックコメントの中で、やはりそういった交流人口を求める企画等をしたらどうかというものもあった。そういったことから本来なら再編では、このアイススケート場は冷凍機の更新にすぐに費用がかかること、利用者の利用状況が減っている、利用者数が減っていることや市民の利用割合が低いことによる費用対効果、さらには屋根つき広場のほうが冷凍機の更新が要らなかったり、市民の利用が増えるのではないかとということからの方針できた。

しかし先ほどのようなパブリックコメントの意見を勘案し、いわゆる2年間の検証期間を設け、さらに本日1年延期を延長した。その中で利用人数の増加は大事で、そのために今2回程度だが、利用団体やさらには指定管理者とも一緒になって、利用増というか、今でも17時以降、ワンコインのスケートサービスを提供したりしながら進めている。この本日報告したさらに延長した期間の中で、今一度、新しい考え方、シミュレーションも検討しながら実際にどうなるか求めていきたい。

西田委員

教育委員会の中で考えられるものはある程度のところで、それ以上は難しいのかなという気もする。産業経済部とかと一緒にあって、例えば産業経済部のそういった視点からこのサン・ビレッジの活用方法、経済効果も含めて、産業経済部から見た利用の仕方も含め、総合的にこの施設を生かすことを考えるのが私はよいのではないかといつも思う。そういったことで可能性が広がれば冷凍機の更新に幾らかかる、かからない、補助金の有無にかかわらず、これは浜田市で積極的に更新していきべきだとも思うし、そういったもっと深く活用の仕方を考えていただきたい。

生涯学習課長

はい。先ほどご提案いただいたとおり観光部署とも一緒になって今までも検討した経緯があるし、さらに引き続きしたいと思う。先日も観光協会にスケート場を紹介していただき、Facebookなどでも紹介してもらった経緯もある。

牛尾委員

何度も同じことを言って申しわけないが、当時この事業は社会保険庁か厚生年金事業団かの事業で、この圏域に10億円あるとのことで、当時、旭町の運動公園とここの関係で私は特別委員会ですら最後に残っている一人である。

当時はやはり特に若い人、勤労青少年のための、この辺では遊べない遊びというのでアイススケートを選択して、当時向こうの担当者も非常によい選択だと褒められて、当時アイススケートを選択した流れがある。

それはそれとして、随分、年数がたってきて、近隣のスキー場もなくなってきている中で、アイススケートは貴重なのではないかと思うのと、もう一つは、同僚議員も言われたように、フロン転換のコストだけがかかるから廃止しろというのは、いかにも残念である。

当時、何がよいかという中で、喧々諤々でアイススケートであるとか、スカッシュであるとか、いろんな議論をして、最終的にアイススケート場になるまで立ち会ったものとすれば、その程度のハードルでやめるのはいかにも辛い。先ほども言った冬スポーツが尻すぼみになっていく中、唯一アイススケート場があるのは西田委員が言われたように非常に価値があるものだ。

やはり行くと看板もはがれていて、あそこへ行って楽しもうというアプローチも含めてならないというのが非常に残念で、かといって限られた予算でそのようなところに金をかけるならもっと違うところへという考え方もあるだろう。

指定管理者の動きも含めてもう少し、僕らも外野で言うばかりではなく行かなければいけないのだろうが、何かせつかく苦勞してつくったものが、それほど大したハードルでもないのに諦めねばならないのは残念無念である。見直し期間を設けてもらったが、コロナ禍だからもう1年延期されたのだろうが、やはりもっと足を運んでもらうような。例えば出会いの場にするとか、いろいろな仕掛けがあると思うのだが、残すための努力を全庁で考えてもらって、そういった流れをつくってもらうようにならないと、生涯学習課だけが頑張っても増員にはつながらないと思う。

そのあたり、当時の思いを今言ったところで仕方のないことなのだが、何年かたってあれが残っておらず残念だというよりも、例えば浅田真央さんと呼んでもう1回あそこにスポットを当てるようなことも、何か起爆剤として考えるべきではないかと思うのだが、いかがか。

牛尾委員が言われたこと、私も聞いている。そういったこともあり延長することにはなるが、先ほど言われたような浅田さんだとか実はパブリックコメントの中にも通年利用などいろいろな意見があった。そこを一つずつ丁寧に回答できなかったのが午前中の話ではある。

それについて、さらにスケート関係者と一緒になって話し合いをしている。今後の参考にさせていただき、さらには先ほど西田委員が言われたように観光セクションとも一緒になって協議を進めてまいりたい。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

生涯学習課長

西村委員長

(11) 損害賠償請求訴訟の経過について

西村委員長

通信指令課長

執行部から補足説明はあるか。

昨年6月定例会議で訴えの提起について議決いただき、それ以降の経過については記載のとおりである。これまでに2回の口頭弁論、2回の弁論準備手続きが行われており、特に進展はないことと、次回の弁論準備手

続きは4月19日に行われる予定であることを顧問弁護士から報告を受けている。また公正取引委員会と株式会社富士通ゼネラルの裁判経過については、1回の口頭弁論、それ以降16回の弁論準備手続きが行われており、特に進展はないことと、次回の弁論準備手続きは3月9日に行われる予定であることを株式会社富士通ゼネラルから報告を受けている。引き続き顧問弁護士と連絡を密にして、裁判経過を注視する。

西村委員長
牛尾委員
通信指令課長
芦谷副委員長
通信指令課長
芦谷副委員長
通信指令課長

委員から質疑があるか。
これ全国的に訴訟しているのだが、和解の話はないのか。
今のところは聞いていない。
類似の島根県内の係争中の案件があれば紹介してほしい。
雲南消防と大田消防が裁判を行っておられる。
そのあたりの結果、経過は。
雲南消防においては3月1日に第1回目の口頭弁論が終わっていると聞いている。大田消防についても2月15日に第1回目の口頭弁論が終わったと聞いている。

西村委員長

ほかにあるか。
(「なし」という声あり)

(12) その他

西村委員長
定住関係人口推進課長

執行部よりそのほかにあるか。定住関係人口推進課長。
「U I ターン者等PCR検査費助成事業について」
(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

来年度の補正1号の予算に計上されているということで、詳細はそこで質疑していただきたい。今日は説明を受けるにとどめていただくようご了解をお願いします。

執行部から、ほかに何かあるか。
(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部からの報告事項11件について、全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。総務課長。

総務課長

本日の報告のうち、3番の「市内ケーブルテレビの今後について」、7番の「弥栄サービスステーションの支援の状況について」、8番の「浜田市立小中学校統合再編計画案」、11番の「損害賠償請求訴訟の経過について」、そして先ほどその他で報告した「県外からの転入者限定PCR検査費用補助金」、以上5件について全員協議会に提出し、説明させていただきたい。

西村委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。
(「異議なし」という声あり)
では執行部の提案どおりということでお願いします。

14 所管事務調査

(1) GIGAスクール構想に伴う影響について

西村委員長
学校教育課長

説明をお願いします。学校教育課長。
(以下、資料をもとに説明)

西村委員長
西田委員

この件について委員から質疑はあるか。

最近の子どもたちは覚えが早いと思うが、この意義や使用ルールについて指導する、端末との出会いの場は、1単位程度とのことだが、これは説明だけで1単位程度ということだが、あとは端末を使いこなせること、使いこなせるようになるまでに時間が大変かかることについて、苦労があるのではないかと思うが、一人残らず使いこなせるようになるまでGIGAスクールサポーターやICT支援などいろいろな方が用意されてかかわると思うのだが、基本的に全員使いこなせるようになってほしいのが望みである。それについての考えを伺いたい。

学力向上推進室長

小学校1年生については、あまり問題ないと思っている。初期の段階から入っていくので。そうすると、学年が上がった子たちが、学年相応の能力にかかわる使い方ができるかどうかについてのご指摘だろうと思う。授業時間中に少しずつ積み重ねながら、例えばインターネットで検索するなど、少しずつ積み重ねながらやっていくことで対応できると思っている。

もう既に、朝自習の時間にタイピングの取り組みを週1回やっている学校も既に出ている。そういった時間を使いながら、補助的にやってみたり。あくまでも道具として使わないと授業時間がもったいないので、段階を追いながら、子どもたちの学習内容に合わせながらやっていくことで対応できるのではないかと思っている。

既に校長会などで学年段階に応じて、例えば小学校1年生は動画や写真を撮ってみて、それを大型提示装置に写して皆で情報共有する。2年生はこのレベルといった、大まかなレベルも示させていただいている。各学校それに沿いながら考えていかれるのではないかと思っている。

西田委員

もう一点、去年はコロナの影響がどのくらいあったかお聞きして、カリキュラムの影響をお聞きしたのだが、結果的にコロナの影響で運動会も文化祭も練習時間が不要となり、時間には余裕ができたという答弁を聞いているのだが、今回コロナによって、今後、学校のカリキュラム以外の行事に対する影響は、この資料の中では少ないと考えているとのことだが、あまり心配しなくてもよいか。

学力向上推進室長

おっしゃるとおりだろうと思う。ただ今後の進展があるのでどのような状況になるかはまだ予測できないが、昨年並みの流行であればそれほど心配することはないと思っている。

芦谷副委員長

資料2ページの4番、事務改善や今後の課題について書いてある。先ほど学力調査報告のときにあったのだが、県平均で比べて家庭学習時間が短い、テレビやゲームに接触する時間は長い、携帯電話やSNSの接触も長いということなので、タブレット端末配置でどうなるかわからないが、4番の②職員向けの研修。聞けばどこかの中学に大変詳しい先生がおられるらしい。今は異動になったらしいが、言いたいことは、そういった教職員自らが勉強しながらスキルの高い方を囲んで、教職員間の交流研修が必要かと思うのは、その後のICT支援員の人材確保とも関係すると思うのだが。

③の家庭にインターネット環境がない場合、ここは児童生徒が学ぶ環境・条件の差なので、そこをどうするか。もしお考えがあれば伺いたい。

学校教育課長

先生方への研修の話があったが、この点については、今はGIGAスクール構想とはどういうことかを2回に分けてやってきた。これについてもマニュアルが整備できたらそれに基づいて、いろいろな機会に周知することは必要だし、教育研究会に情報担当の部会があるので、そういうところへも集まることができなければオンライン研修をやりながら、いろいろな悩みごとについて全体に図っていくことで、先生方の負担を取っていききたい。

美郷町の視察のときの感想の中に、先生方については不安な面もあるが、習うよりなれろの精神で授業以外でも積極的に使うことが大事だというお話も直接聞いて帰っている。不安を取りながらと思っている。

家庭学習が少ない、メディア接触が多いあたりは、大きな課題だと思っている。家庭への持ち帰りについてはこれから少し整理していくところがあるが、家庭の利用について20%を切るくらいのアンケートがあり、家庭の利用状況も把握しながら、持ち帰りもあるので整理して、家庭学習の増加、メディア接触の対応についても併せて対応していきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 高校魅力化コンソーシアムの現状について

西村委員長

説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

生涯学習課長

西村委員長

この件について委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) については執行部の報告事項のところで説明があったので終わりとする。

15 その他

西村委員長

執行部からほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員からほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席いただいて構わない。採決前に少し休憩を取りたい。4時5分まで。

《 執行部退席 》

[15時 53分 休憩]

[16時 05分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。《三浦委員早退のため、委員は7名(委員長含む)》
それでは、これより執行部提出の議案10件について採決を行う。

「議案第5号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第6号 浜田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第7号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第10号 浜田市高速情報通信基盤整備基金条例の制定について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第11号 浜田市公共施設長寿命化等推進基金条例の制定について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第14号 浜田市旧若生分校校舎再活用地域間交流施設条例を廃止する条例について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第15号 浜田市浜田城資料館条例の制定について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第24号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「議案第27号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、「同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について」

本案は、原案のとおり同意すべきものと決することにご異議ないか。
(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

以上で、総務文教委員会に付託されました議案の審査は終了する。委員長報告については正副委員長一任ということによろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、3月17日の表決までに作成し、タブレットに入れておくのでご確認いただきたい。

議題16に入る前に1点、今回実施した「請願等の意見陳述」について、実施してみたの改善点やご意見をいただきたい。

これについては、意見陳述を実施した各委員会から意見等を出してもらい、議会運営委員会に持ち寄って最終的な規程を作成されるとのことであるので、よろしく願います。何かご意見などはあるか。

上野委員

初めてのことで緊張したがやはり何度も読んでしっかりした回答をしなければならぬという気持ちがあり、大変参考になりよかった。

永見委員

採択、不採択の判断をする際に、あのよう説明をしてもらい十分参考になった。結論を出すのに大変参考になりよかった。

牛尾委員

議会改革の中でこういうことを決めさせてもらい、心配していたが、うまくいったと思う。ただ、市民参加の中で、望まれた市民が陳述されるということは実現したが、やはり本来当該意見陳述者でない方の陳情を違う方が持ち込んだという点、またこれが陳情なのかということもあるので、それは違うところで議論が必要かと思う。

芦谷副委員長

今も出たが書面的にもう少し、工夫があってもよいかと思う。しかし、市民参加、市民の気持ちを酌むという観点からは、どんなものであっても、最大限、議会としては受け入れていく。なお、文面の調整については、なお意見陳述者にしっかりとしたものにしてもらうことを要望したい。

西川委員

市民に参加をしてもらうということでは非常によいと思う。ただ、今日、件数も多かったので、運営の方法として執行部もずっといていただいたため、件数が多いときにもっと柔軟にできる方法を考える必要があると思った。

西田委員

総合的によかったと思う。改革が一步前進したと思う。

西村委員長

私もほぼ皆と同じ感想だ。その上ということはいずれもない。総じて皆さん前向き、積極的な受けとめで改善点は少しあるような受けとめだが、それをまた議会運営委員会に持ち寄って、改善すべき点があればその方向で話をしていけばよいと思う。

では今出た意見について、書記から議会運営委員会へ報告をお願いします

る。
続いて、

16 取組課題 こどもの可能性を育む幼児教育について（委員間で協議）

西村委員長

これについては、三浦委員も早退されていることもあり、本日はやめて、次回の議論とし日程調整をしたいと思います。

《日程調整》

では、第1候補として令和3年3月19日（金）の午後1時30から。第2候補として3月22日（月）の午前10時からとして、三浦委員に打診をして決定したい。決定次第連絡するので予定をよろしく。

では、以上をもって総務文教委員会を終了する。

[16 時 25分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ⑩